

環境を私たちが考え、守り、育てるまち
ねやがわし

第3次
寝屋川市
環境基本計画
(中間見直し)

水やみどりを身近に感じる
きれいな環境の中で
人にやさしくなれるまち

令和8年3月
寝屋川市

目次

序 章 中間見直しの概要	1
0.1 中間見直しの背景	2
0.2 中間見直しの範囲	2
第1章 第3次寝屋川市環境基本計画とは	3
1.1 計画策定の背景と趣旨	4
(1) 計画策定の背景	4
(2) 計画策定の趣旨	4
1.2 計画の基本的事項	5
(1) 計画の位置付け	5
(2) 計画の対象地域	6
(3) 計画の対象主体	6
(4) 計画期間	6
第2章 環境の現況と課題	7
2.1 社会情勢の変化	8
(1) 国際的動向	8
(2) 国内の動向	10
2.2 本市の現況と課題	14
(1) 本市の概況	14
(2) 寝屋川市環境基本計画（改定版）の振り返り	20
第3章 めざすべき環境像と基本目標	28
3.1 めざすべき環境像	29
3.2 第3次寝屋川市環境基本計画の基本目標	30
3.3 管理指標	31
3.4 代表指標と目標値	31
第4章 目標達成のために取り組むこと	32
4.1 生物多様性と自然環境	33
4.2 生活環境	38
4.3 循環型社会	43
4.4 脱炭素社会	49
4.5 環境教育・環境学習	55
第5章 計画の進行管理	61
5.1 計画の推進体制	62

5.2 進行管理.....	62
5.3 取組状況の公表.....	62

資料編

資料 1	用語集	資料-1
資料 2	アンケート調査結果の概要	資料-5
資料 3	寝屋川市環境保全審議会 委員名簿.....	資料-16
資料 4	環境基本計画の審議過程	資料-18
資料 5	第3次寝屋川市環境基本計画 諮問書.....	資料-19
資料 6	第3次寝屋川市環境基本計画 答申書	資料-20

【用語の解説について】

*印が付してある用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

序章

中間見直しの概要

0.1

中間見直しの背景と範囲

- (1) 中間見直しの背景
- (2) 中間見直しの範囲

序章

中間見直しの概要

0.1 中間見直しの背景と範囲

(1) 中間見直しの背景

本市では、寝屋川市環境保全条例に基づき、平成 14 年（2002 年）に「寝屋川市環境基本計画」を策定し、平成 23 年（2011 年）に改訂版を策定しました。その後、社会情勢や環境の変化を踏まえ、令和 3 年（2021 年）に「第 3 次寝屋川市環境基本計画」を策定し、目指すべき環境像である「水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で人にやさしくなれるまち」を目指してきました。

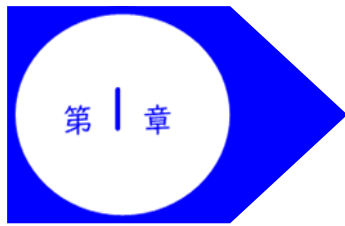
計画策定時点から 5 年が経過し、その間に国の第六次環境基本計画が策定され、令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）から 46%削減する方針を国内外に示しました。また、生物多様性国家戦略 2023-2030 が策定され、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること（ネイチャーポジティブ）」を目指した基本戦略が定められました。国の新たな方針に基づき、「持続可能な社会へ向けた動き」に関する新たな内容を追記すること、また、本市の基本目標について一部を修正します。

(2) 中間見直しの範囲

第 1 章については、計画の位置付け、計画期間を、第 2 章については国内の動向を更新します。

第 4 章「目標達成のために取り組むこと」については、4.4 脱炭素社会の代表指数等を国の計画に基づき更新します。

また、見直し内容を受けて、資料編の用語集に新たな用語を追記します。



第3次寝屋川市環境基本 計画とは

1.1

計画策定の背景と趣旨

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画策定の趣旨

1.2

計画の基本的事項

- (1) 計画の位置付け
- (2) 計画の対象地域
- (3) 計画の対象主体
- (4) 計画期間

第3次寝屋川市環境基本計画とは

(1) 計画策定の背景

寝屋川市環境基本計画は、寝屋川市環境保全基本条例に基づき、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成14年（2002年）に策定し、平成23年（2011年）に改定版を策定しました。

計画改定からおよそ10年が経過し、その間、国際社会においては世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）*の採択や、今世紀後半に温室効果ガス*排出量の実質ゼロをめざすパリ協定*の発効など地球環境問題を含む持続可能な社会の実現に向けた大きな動きがありました。国内においても国際的な動向を踏まえ「第五次環境基本計画」が閣議決定（平成30年（2018年））されるとともに、温室効果ガスの削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」の策定（平成28年（2016年））や食品ロス*削減の基本方針や削減目標を定めた「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行（令和元年（2019年））されるなど大きな変化が生じています。

(2) 計画策定の趣旨

第3次寝屋川市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、令和2年度（2020年度）に計画期間が終了する寝屋川市環境基本計画（改定版）（以下、「前計画」といいます。）の後継として、本市の現状を踏まえつつ、社会情勢の変化や将来を見据えた環境問題に対応するため策定するものです。

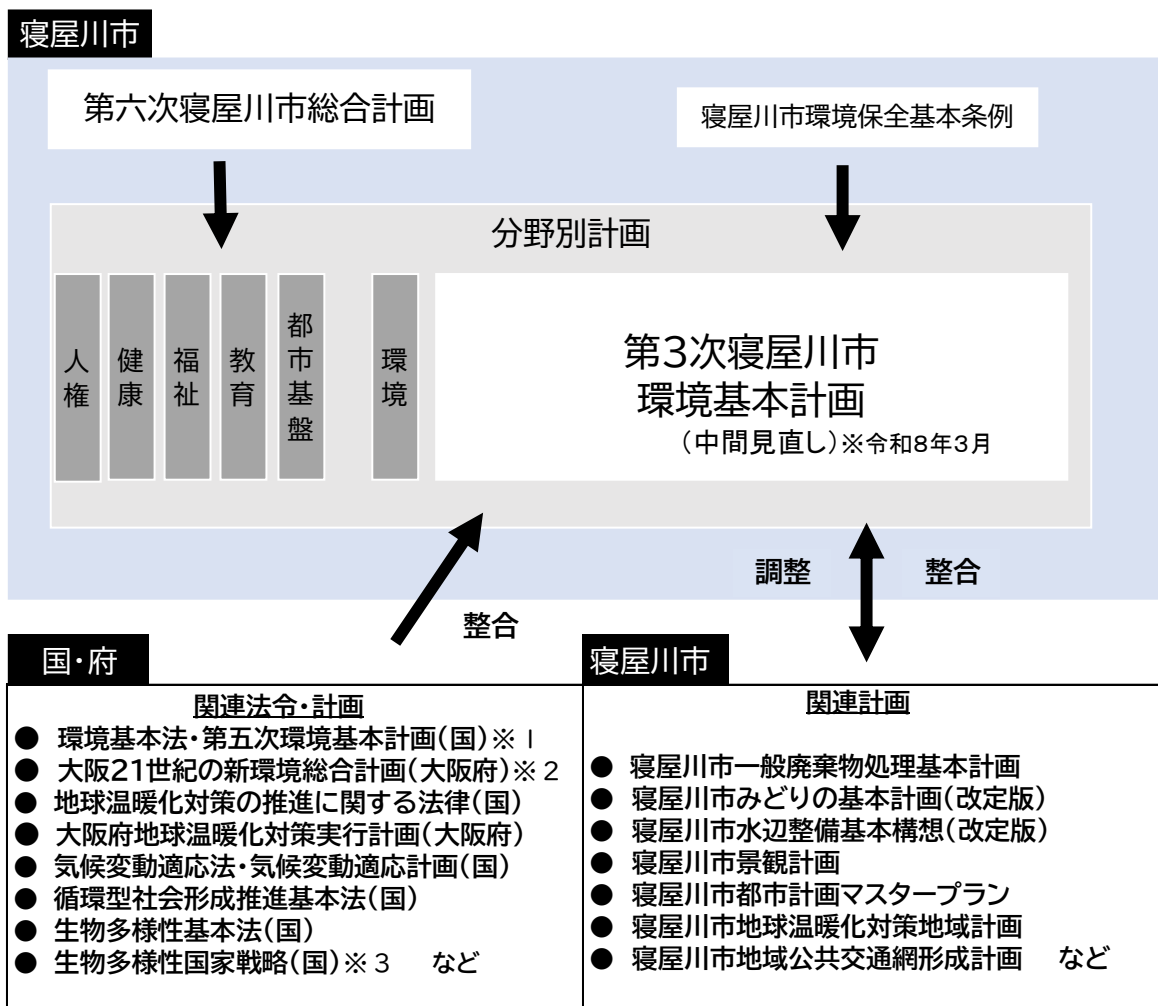
1.2

計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、寝屋川市環境保全基本条例に基づき、「本市の良好な環境の保全と創造に関する施策の総合的な推進を図る」ための計画であり、上位計画である第六次寝屋川市総合計画の環境分野の計画として、総合計画における環境分野の施策と一体となって取り組むとともに、その他の個別計画とも整合を図り施策を推進します。

図1-1 計画の位置付け



※1 令和6年5月に第六次環境基本計画が策定

※2 令和3年3月に2030大阪府環境総合計画が策定

※3 令和5年3月に生物多様性国家戦略2023-2030が策定

(2) 計画の対象地域

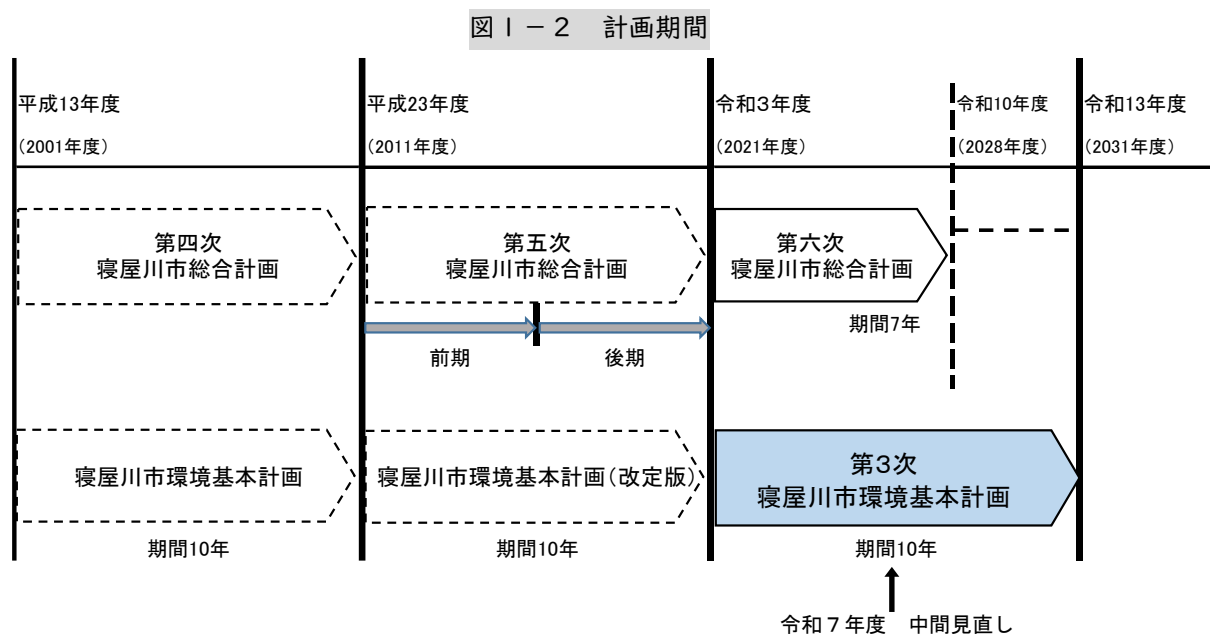
本市全域を対象地域とします。ただし、本市だけでは解決が困難な事案については、周辺自治体や国・大阪府と連携して取り組みます。

(3) 計画の対象主体

本計画は市民・事業者・行政の三者が協働して取り組むものであることから、対象主体は市民（市民団体を含む。以下同じ）・事業者・行政とします。

(4) 計画期間

計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。なお、環境や社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。



第2章

環境の現況と課題

2.1

社会情勢の変化

(1) 国際的動向

(2) 国内の動向

2.2

本市の現況と課題

(1) 本市の概況

(2) 寝屋川市環境基本計画（改定版）の振り返り

第2章

環境の現況と課題

2.1 社会情勢の変化

(1) 国際的動向

① 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年(2015年)の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに達成する国際社会の共通の目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が示されました。SDGsはエネルギー、気候変動、貧困や飢餓など世界全体で持続可能な世界を実現するための17のゴール(世界がめざす姿)と169のターゲット(具体的な達成基準)から構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

図2-1 持続可能な開発目標 (SDGs) の17のゴール



出典：国際連合広報センター

コラム SDGs (持続可能な開発目標)とは

SDGsは、「持続可能な開発目標」と訳されていますが、「持続可能」とは、人間が地球上に住み続けることができること。「開発」とは、より良い世界をつくること。

つまり、「人間が地球でずっと暮らしていけるより良い世界をつくるための目標」ということです。

(SDGsの17のゴール)



▶**ゴール1 貧困をなくそう**
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



▶**ゴール2 飢餓をゼロに**
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



▶**ゴール3 全ての人に健康と福祉を**
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



▶**ゴール4 質の高い教育をみんなに**
全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



▶**ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう**
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。



▶**ゴール6 安全な水とトイレを世界中に**
全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



▶**ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに**
全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



▶**ゴール8 働きがいも経済成長も**
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



▶**ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう**
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



▶**ゴール10 人や国の不平等をなくそう**
各国内及び各国間の不平等を是正する。



▶**ゴール11 住み続けられるまちづくりを**
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



▶**ゴール12 つくる責任 つかう責任**
持続可能な生産消費形態を確保する。



▶**ゴール13 気候変動に具体的な対策を**
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



▶**ゴール14 海の豊かさを守ろう**
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



▶**ゴール15 陸の豊かさも守ろう**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



▶**ゴール16 平和と公正をすべての人に**
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



▶**ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

② パリ協定

平成27年(2015年)にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において気候変動問題に関する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑え、1.5℃未満をめざす」としており、21世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロとする(森林等による吸収量とバランスさせる)ことが掲げられています。

コラム 地球温暖化が進行すると

近年、地球温暖化が進行しており、このまま対策をとらずにいと21世紀末頃には、1850年から1900年の平均気温と比較して、世界の平均気温が最大で5.7℃上昇すると予測されています。

気温の上昇により、熱中症などによる人間の健康への脅威や、農作物への被害、また、自然災害の激化や海面上昇での沿岸湿地喪失による生態系への被害が警告されており、人類への影響は計り知れません。



(2) 国内の動向

①-1 第五次環境基本計画

平成30年(2018年)に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、今後の環境政策の展開の基本的方向性としてSDGsの考え方を活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めるとしています。従来の環境基本計画は分野別に重点施策が設定されていたのに対し、6つの分野横断的な重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を進めることにより課題の同時解決をめざし、持続可能な地域循環共生圏*を構築するとしています。

①-2 第六次環境基本計画

令和6年(2024年)5月、国の第六次環境基本計画が閣議決定されました。最上位の目的として「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング*、経済厚生の上昇(以下、「ウェルビーイング/高い生活の質」という。)を設定し、循環共生型社会を構築すること、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」を実現することとしています。「新たな成長」の基盤は、ストックとしての自然資本(環境)の維持・回復・充実を図ることであり、ネイチャーポジティブ(自然再興)*、サーキュラーエコノミー(循環経済)*等の考え方にに基づき、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の危機を回避するとともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指していくこととしています。

② 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策法に基づいて策定した、我が国唯一の地球温暖化に関する計画である「地球温暖化対策計画」が、平成28年（2016年）に閣議決定されました。「地球温暖化対策計画」は、温室効果ガスの発生抑制及び吸収の目標、国民・事業者等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等が示されており、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという中期目標を掲げ、長期的には令和32年（2050年）までに80%の削減をめざしています。

さらに、令和7年（2025年）2月、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年ネット・ゼロの実現のために、令和32年（2050年）目標と整合的で野心的な目標として、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減すること、令和17年度（2035年度）、令和22年度（2040年度）に、温室効果ガスをそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととされました。

③ 気候変動適応法

パリ協定に盛り込まれている気候変動への適応を進めるため、国は平成30年（2018年）に「気候変動適応法」を施行し、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策*の推進を法的に位置づけました。国は法に基づき策定した気候変動適応計画において、気候変動の影響による被害の防止・軽減に向け、各主体の役割やあらゆる施策に適応を組み込むことなどを示しています。地方公共団体においては、従来の緩和策*（温室効果ガス排出量の削減等）に加え、地域特性に見合った適応策の実施が求められています。

コラム 気候変動における緩和策と適応策

気候変動への対策は「緩和策」と「適応策」があり、気候変動を緩和する取組を行いながら、想定される被害に適応する必要があります。

「緩和策」・・・温室効果ガスの排出抑制（省エネ、公共交通機関の利用など）

「適応策」・・・予測される被害の防止や軽減（防災対策、熱中症予防など）

市のハザードマップを確認するなど、万一の事態に備えることや、グリーンカーテン*に取り組み夏の日射を和らげることも、気候変動に対する適応策のひとつです

④ 生物多様性国家戦略

平成22年(2010年)に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COPI0)において採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年(2012年)に閣議決定しました。

この「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性*の4つの危機と5つの課題を示し、生物多様性の損失を止めるための短期目標(令和2年(2020年))と生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向けた長期目標(令和32年(2050年))が提示されています。

さらに、令和4年(2022年)に新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、令和5年(2023年)に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

これは、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、健全な生態系を確保し、社会・経済そのものの変革にアプローチをしていく取組の推進を行うことが示されています。

⑤ プラスチック資源循環戦略

日本は1人当たりのワンウェイ容器*包装廃棄量が世界で2番目に多く、アジア各国による輸入規制の拡大などを背景にこれまで以上に国内における資源循環が求められています。

海に流出する廃プラスチック類は毎年約800万トンといわれ、このまま対策を取らなければ令和32年(2050年)までに魚の総重量を超過すると予測されています。

こうした中、国においては、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題等に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的とした「プラスチック資源循環戦略」を令和元年(2019年)に策定し、3R+Renewable*を基本原則として、令和12年(2030年)までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することや、容器包装の6割をリユース*・リサイクル*することを目標としています。また、令和4年(2022年)には、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を包括的に強化するため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

⑥ 食品ロスの削減の推進に関する法律

国内における食品ロスの量は年間612万トン(平成29年(2017年))と推計されており、多くの食品が廃棄されています。食品ロスを削減することは、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることからCO₂排出量の削減による気候変動の抑制や、廃棄されるものを焼却するコストを低減することが期待できます。

こうしたなか、国・地方公共団体、事業者・消費者等の取り組みの指針として「食品ロス削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が令和元年(2019年)に施行され、翌年3月には、平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロスを半減することを目標とする基本方針が閣議決定したことから、食べ残しを減らすための3010運動*やフードドライブ*などの活動が広がりを見せています。

コラム 食品ロスの削減～3010運動やフードドライブ

食品ロス年間 612 万トンのうち、家庭からの食品ロスは 284 万トン（46%）、事業所からの食品ロスは 328 万トン（54%）です。

食品ロスを減らすためには、買い物前に冷蔵庫を確認して、必要なものをだけを買うことや、外食時には食べきれる分量を注文して食べ残さないといった、みなさんのちょっとした行動が食品ロスの削減につながります。

本市では、3010(さんまるいちまる)運動やフードドライブにより、食品ロスの削減に取り組んでいます。



～3010 運動～

自宅での 3010 運動は、毎月 10 日・30 日に冷蔵庫を整理整頓し不要な食材を買わないようにする取組です。

【冷蔵庫の整理整頓 5つのチェックポイント】

1. 食材の指定席を決めよう
2. 種類や用途で分類しよう
3. トレイやボックスで整理しよう
4. 透明の容器で中身が見える化しよう
5. 使いかけの野菜はまとめよう



宴会時の 3010 運動は、食べ残しを減らすための取組で、《乾杯後 30 分間》は席を立たずに料理を楽しみ、《お開き 10 分前》は席に戻り再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するものです。



一人一人が「もったいない」を心がけ、食品ロスの削減を意識した行動をしましょう。

2.2

本市の現況と課題

(1) 本市の概況

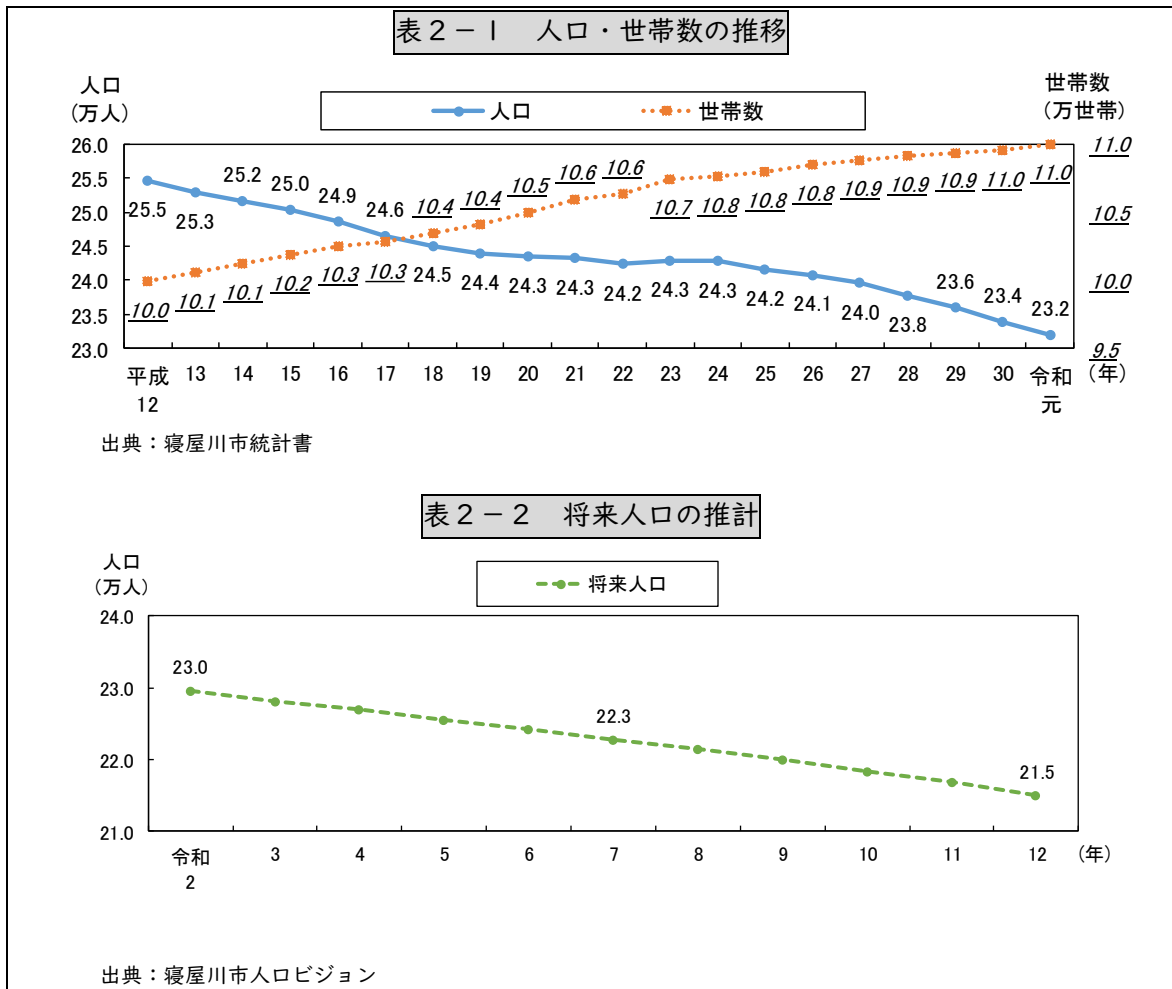
① 人口・世帯数

本市は、昭和26年（1951年）5月3日、大阪府内で16番目の市として誕生し、大阪市中心から約15km、京都市域の中心から約35kmといった、利便性の優れた立地であることから、住宅都市として発展しました。

令和2年（2020年）4月1日現在で住民基本台帳人口は231,189人で、世帯数は約11万世帯となっています（大阪府人口の約3%）。これは、市制施行当時（昭和26年（1951年））の約3万5千人、世帯数約7千世帯と比較すると、人口で約7倍、世帯数で約16倍に増加したことになります。

本市の人口は、昭和35年（1960年）から昭和50年（1975年）にかけての高度経済成長を背景として急激に増加しましたが、昭和50年（1975年）以降は増加に歯止めがかかり横ばいに、平成10年（1998年）以降は微減傾向が続いています。

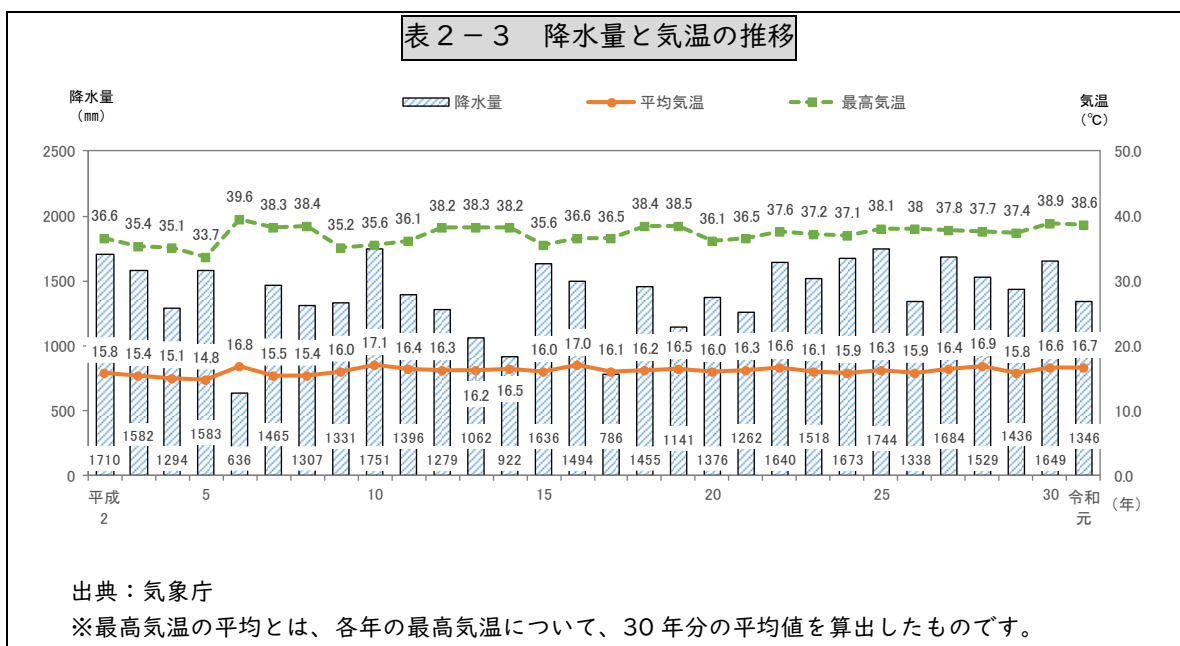
将来人口は、令和7年（2025年）に約22万3千人、令和12年（2030年）に約21万5千人と推計され、微減傾向が続くと予想されています。



② 気候

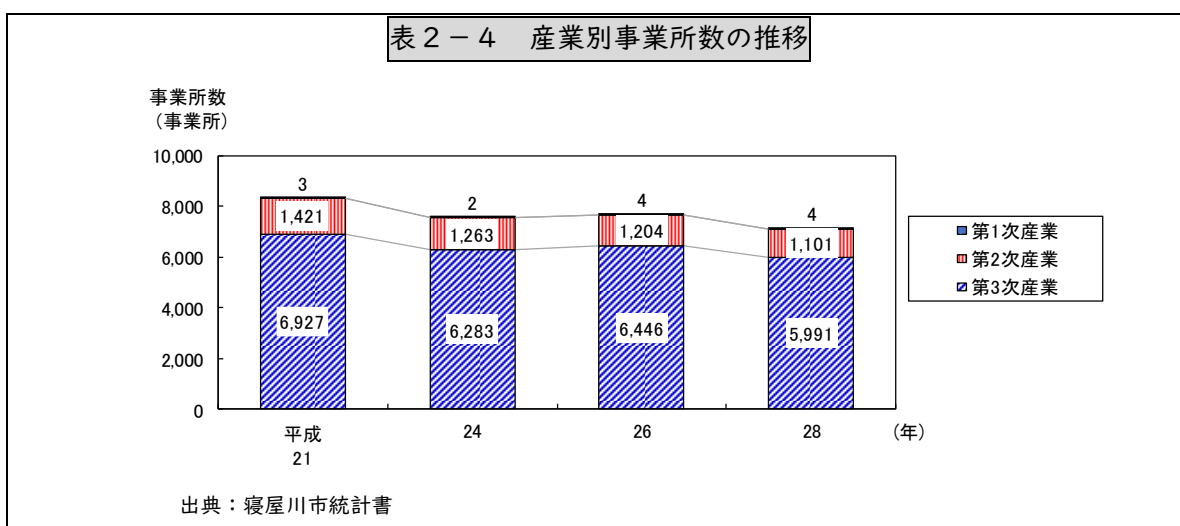
○第2章○ 環境の現況と課題

本市に最も近い枚方気象観測所における平成2年（1990年）から令和元年（2019年）までの30年間の平均気温は16.2度、最高気温の平均は37.2度、降水量の平均は約1,400mmとなっています。



③ 産業

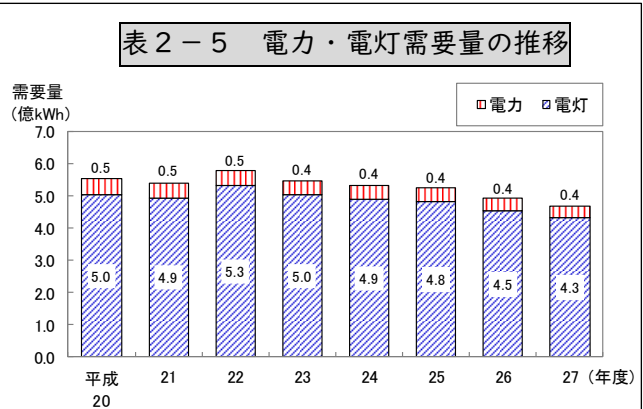
市内には約7千事業所（平成28年（2016年）現在）が立地し、従業者数は約7万人です。平成28年（2016年）における産業別事業所の内訳は第3次産業が約84%で最も多く、次に第2次産業が約16%となっています。



④ エネルギー消費

ア 電力・電灯需要量

平成27年度(2015年度)における電力・電灯需要量は合計で約4.7億kWhとなっています。内訳は主に工場等で使用される電力が約0.4億kWh、主に家庭で使用される電灯が約4.3億kWhとなっています。需要量は減少傾向にあり、特に電灯の量が減少しています。

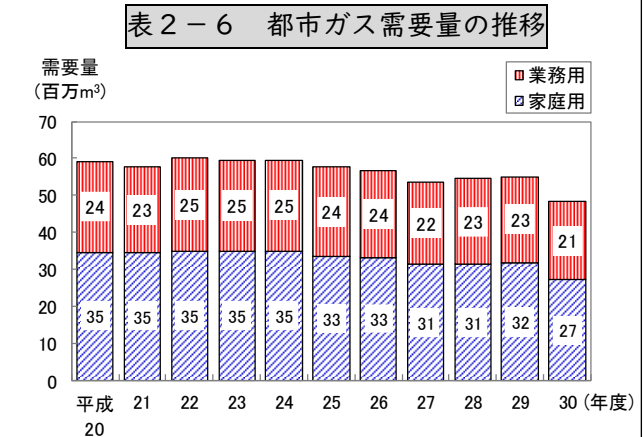


出典：寝屋川市統計書

イ 都市ガス需要量

平成30年度(2018年度)の家庭用・業務用の都市ガス需要量は48百万m³となっています。

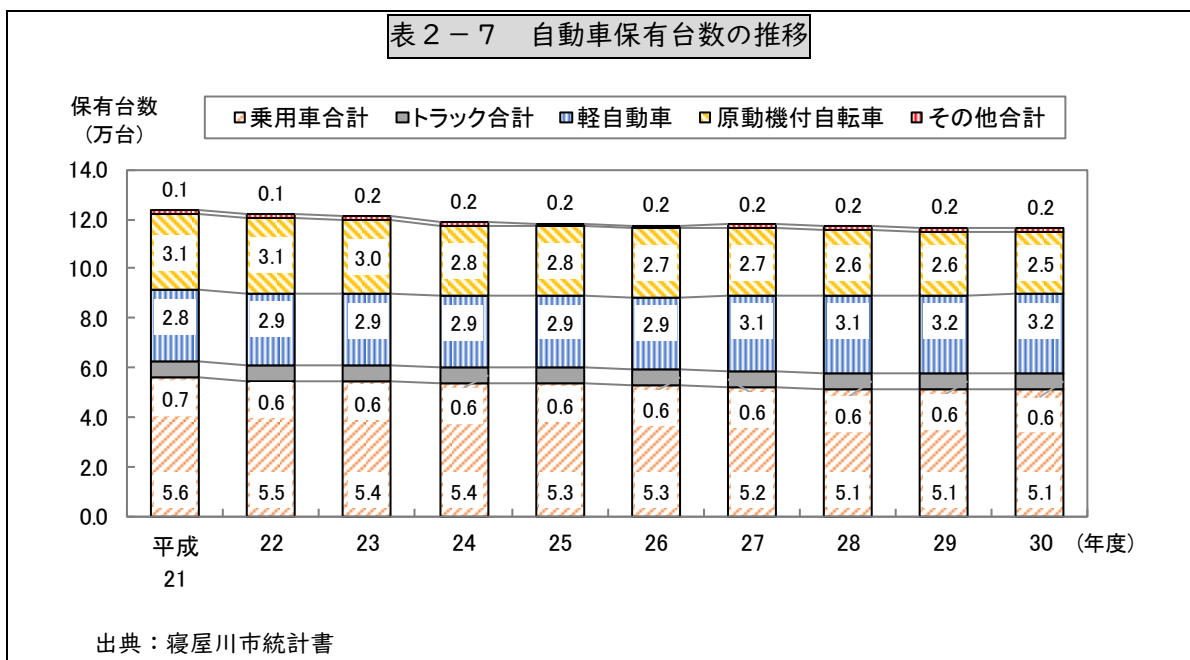
都市ガス需要量はいずれの年度においても、業務用より家庭用の需要量が多くなっています。平成24年度(2012年度)以降、都市ガスの需要量は減少傾向にあり、特に家庭の都市ガス需要量が減少しています。



出典：寝屋川市統計書

⑤ 自動車保有台数

自動車保有台数(軽自動車、原動機付自転車を含む)は、平成30年度(2018年度)で約12万台であり、微減傾向にあります。



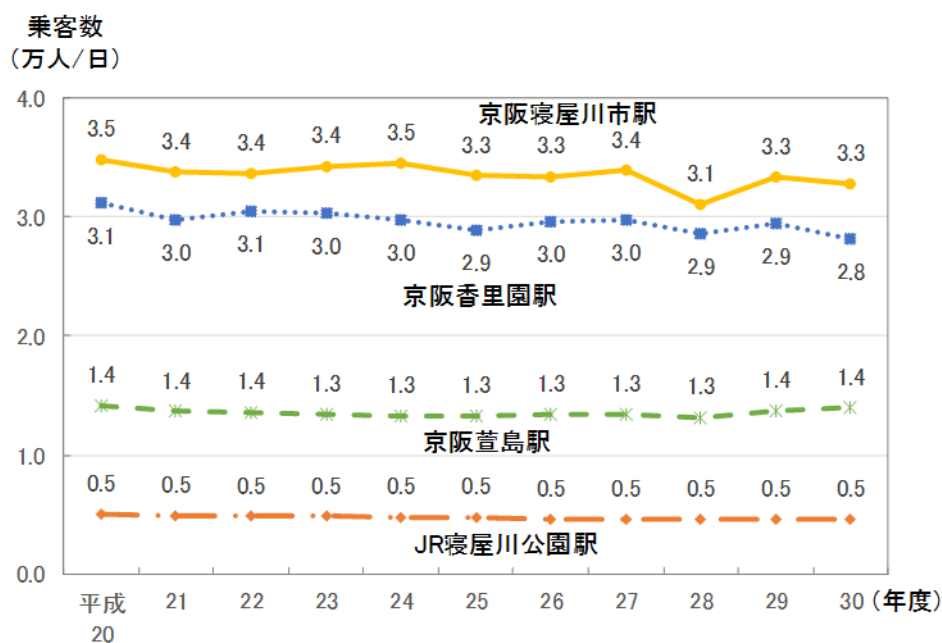
出典：寝屋川市統計書

⑥ 鉄道・バスの乗降客数

ア 鉄道

市内には、京阪本線の寝屋川市、香里園、萱島の3駅とJR学研都市線（片町線）の寝屋川公園駅（平成31年（2019年）に東寝屋川駅から改称）の4駅が立地しています。各駅における平成30年度（2018年度）の1日平均乗客数は4駅合計で約8万人です。

表2-8 鉄道の乗客数の推移

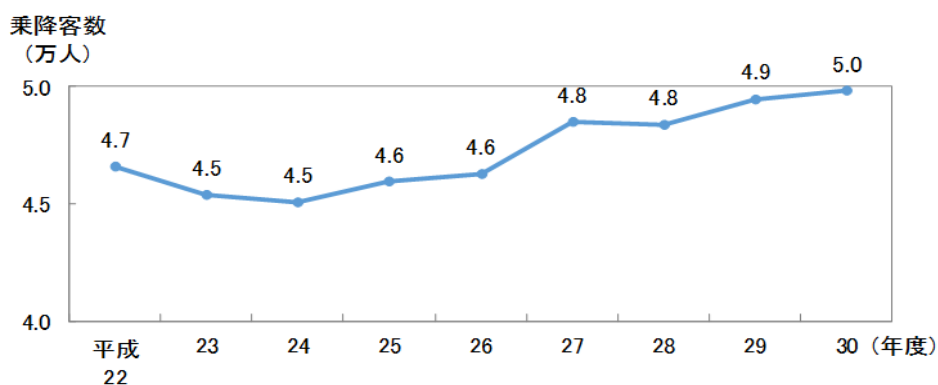


出典：寝屋川市統計書

イ バス

市内では、京阪バスが京阪本線各駅を中心に発着しています。平成30年度（2018年度）の1日平均乗降客数は約5万人で、微増傾向となっています。

表2-9 バスの乗降客数の推移

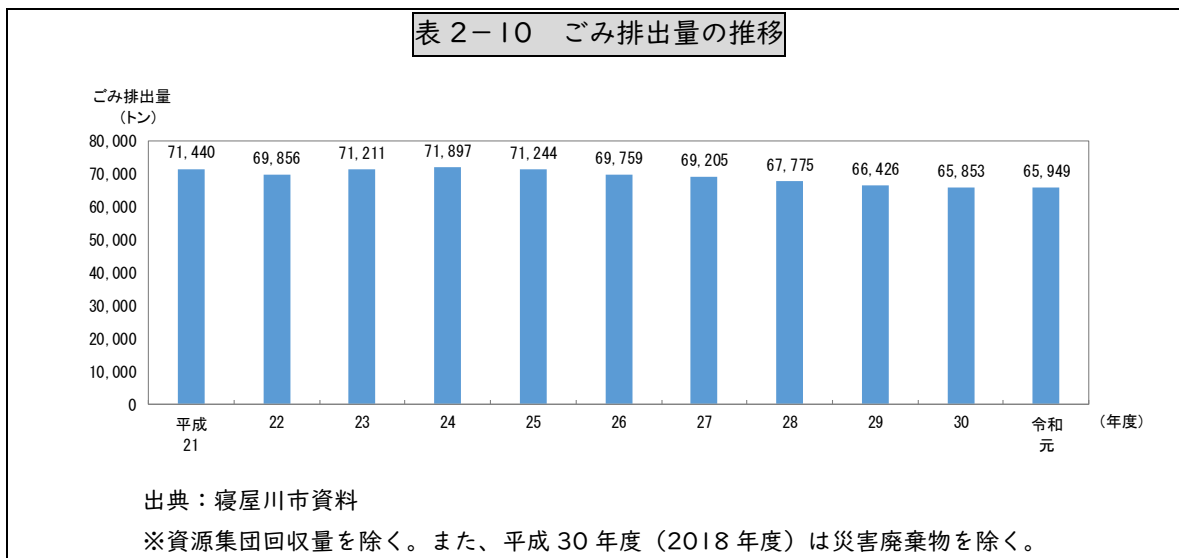


出典：寝屋川市統計書

⑦ ごみ排出量・資源化量

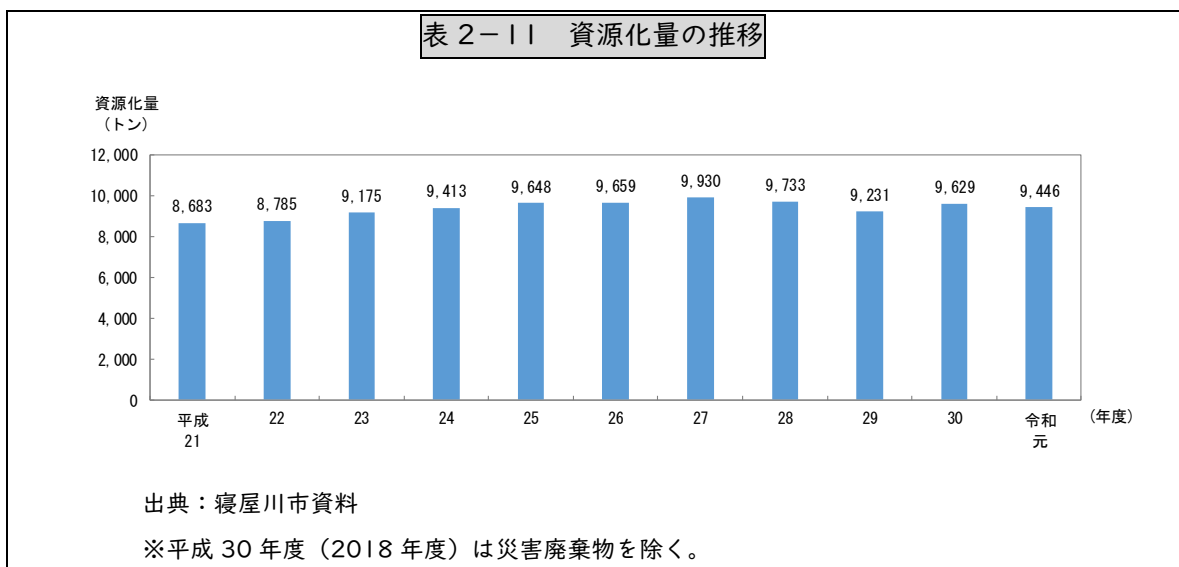
ア ごみ排出量の推移

ごみ排出量は、平成24年度（2012年度）以降減少傾向であり、令和元年度（2019年度）は約6万6千トンです。



イ 資源化量の推移

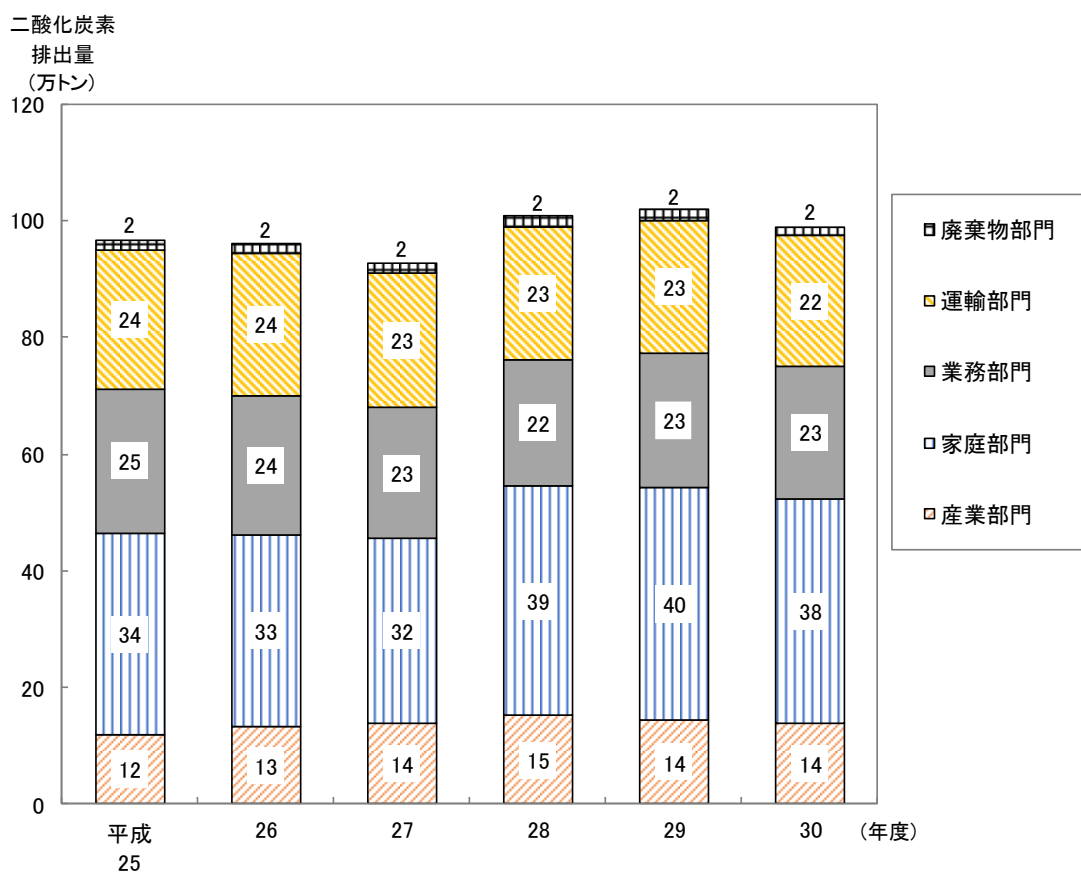
資源化量は平成27年度（2015年度）まで増加傾向でしたが、その後微減傾向に転じ、増減を繰り返しています。令和元年度（2019年度）の資源化量は約9千4百トンです。



⑧ 二酸化炭素排出量の推移

市内における二酸化炭素排出量は平成30年度（2018年度）で約99.0万トンとなっています。部門別でみると家庭部門が最も多く38.4万トン（全体の38.8%）、次いで業務部門が22.7万トン（同23.0%）、運輸部門が22.3万トン（同22.5%）となっており、二酸化炭素排出量は約100万トン前後で推移しています。

表2-12 二酸化炭素排出量の推移



※平成28年度（2016年度）以降、電灯契約に関するデータが公表されなくなったため、家庭部門の電気使用に伴う二酸化炭素排出量は、都道府県別エネルギー消費統計による大阪府の電力消費量を世帯数で按分して算出しています。

※市内の二酸化炭素排出量は、平成25年度（2013年度）の排出係数により算出しているため、26ページに示した排出量と一致していません。

出典：寝屋川市資料

(2) 寝屋川市環境基本計画（改定版）の振り返り

前計画では、5つの基本目標を設定し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。これまでの取組について、基本目標ごとに振り返ります。

図2-2 寝屋川市環境基本計画（改定版）の施策体系

基本目標	基本施策
① 四季を感じ、楽しみ、学ぶ空間づくりに取り組むまち	四季を感じる空間の保全と創造
	水辺とのふれあい空間の再生
	自然と歴史のネットワークの形成
	水環境再生モデル事業の実施
② 公害のない安全な環境づくりを進めるまち	澄んだ空気・きれいな水の確保
	静かで安心して暮らせる生活環境の確保
	有害化学物質・未規制化学物質対策の充実
	開発事業に伴う公害等の未然防止
③ うるおいのある生活空間を再構築するまち	良好な住環境の保全と創造
	適正な土地利用の誘導等
	魅力あふれる景観形成の推進
	美しいまちづくりの推進
④ 循環型社会実現に向けた仕組みづくりをするまち	ごみ発生抑制に向けた環境配慮型販売活動の展開
	多様なリサイクルの輪の形成
	環境負荷が少ないごみ・し尿処理の推進
	水資源の有効利用の推進
⑤ みんなが地球にやさしい行動を実践するまち	環境負荷の少ない生活・事業活動の定着
	エネルギーの有効利用の推進
	啓発活動・環境学習の充実
	市民・事業者・行政の三者協働体制の形成
	自主的活動への支援体制の確立
	環境ビジネスの育成
重点施策	
地球温暖化対策	
生物多様性の保全	

基本目標Ⅰ 四季を感じ、楽しみ、学ぶ空間づくりに取り組むまち

(1) 前計画における取組

基本施策	具体的な取組
四季を感じる空間の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ● レンゲ畑の開放農地や市民農園等、農地保全を実施 ● 植樹など季節感のある緑化の推進 ● 開発行為に対する公園・緑地の確保を指導 ● 民有地の緑化推進
水辺とのふれあい空間の再生	<ul style="list-style-type: none"> ● 未水洗家屋の公共下水道接続の推進 ● クリーンリバー活動*の実施
自然と歴史のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地サポーター*事業実施団体への支援
水環境再生モデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺整備基本構想の改定 ● 多自然水辺空間の整備

(2) 主な実績と成果

項目	平成23年度 (実績値)	令和元年度 (成果値)
農地面積	176.4ha	151.3ha
公園面積	123.48ha	137.88ha
公園・緑地等植栽サポーター	4団体	10団体
未水洗家屋	2,275件	1,298件

(3) 前計画の総括

みどりの保全と充実については、緑化モデル優先地区の重点的な緑化の推進をはじめ、公園や親水空間の計画・整備に取り組んできましたが、事業未着手・未完成の都市計画公園・緑地については整備が進んでいない状況です。

また、民有地の緑化については、これまで市域全体において駐車場の緑化や生垣緑化等を推進してきましたが、市街地では、住宅敷地内の空間やオープンスペースが限られているため、みどりが少ない状態です。

これらのことから、市民の緑化意識の向上のため、市民協働による緑化を推進してきましたが、今後は学校や事業者を含めた多様な主体との連携が必要です。



基本目標2 公害のない安全な環境づくりを進めるまち

(1) 前計画における取組

基本施策	具体的な取組
澄んだ空気・きれいな水の確保	● 大気汚染・水質汚濁等の状況の監視
静かで安心して暮らせる生活環境の確保	● 環境騒音測定の実施 ● 道路交通騒音測定の実施 ● 地域公共交通網形成計画の策定
有害化学物質・未規制化学物質対策の充実	● 工場・事業場に対する規制・指導
開発事業に伴う公害等の未然防止	● 公害等の未然防止に向けた措置の指導

(2) 主な実績と成果

項目	平成23年度 (実績値)	令和元年度 (成果値)
公害<大気・水質・その他>苦情件数	87件	72件
公害<騒音・振動>苦情件数	64件	76件
公害関係立入件数	359件	362件

(3) 前計画の総括

大気汚染・水質汚濁・騒音の状況の監視及びダイオキシン類の調査測定を行い、その結果を公表しました。

また、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等の公害防止関係法令の遵守徹底に向け、工場・事業場に対して規制・指導を行いました。これらは、今後も継続して取り組んでいく必要があります。



基本目標3 うるおいのある生活空間を再構築するまち

(1) 前計画における取組

基本施策	具体的な取組
良好な住環境の保全と創造	● 老朽木造集合住宅除却費等補助の実施 ● 主要生活道路の整備推進
適正な土地利用の誘導等	● 地域特性に応じた地区計画の決定
魅力あふれる景観形成の推進	● 景観重点地区の拡充
美しいまちづくりの推進	● ポイ捨て禁止等啓発活動の実施 ● 駅前一斉清掃やクリーンデイ*の実施
バリアフリーのまちづくりの推進	● 新設都市公園のバリアフリー化の実施 ● 建築物に対するバリアフリー化の指導

(2) 主な実績と成果

項目	平成23年度 (実績値)	令和元年度 (成果値)
主要生活道路整備率	51.7%	58.14%
景観重点地区数	6地区	14地区
地区計画決定地区数	18地区	30地区
クリーンデイ参加者数	1,215人	871人
駅前一斉清掃参加者数	1,845人	1,230人
空き地・空き家苦情件数	90件	114件

※ 駅前一斉清掃は年4回から3回へ実施回数を変更しています。

(3) 前計画の総括

密集住宅地区の整備や地区計画による適正な土地利用、景観重点地区の指定による景観形成に取り組んでいますが、人口減少・少子高齢化の影響による空き家の増加により、住環境の悪化等が生じています。

市内の美化については、美しいまちづくり条例に基づき、市民参加による歩行喫煙・ポイ捨ての啓発や空き地の適正管理について指導を行いました。今後も、人口減少・少子高齢化の影響により増加すると見込まれる空き地や空き家の適正な管理を促し、引き続き、市民参加による定期的な駅前一斉清掃などの取り組みが必要です。



基本目標4 循環型社会実現に向けた仕組みづくりをするまち

(1) 前計画における取組

基本施策	具体的な取組
ごみ発生抑制に向けた環境配慮型販売活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物袋持参運動の実施 ● 容器包装類の店頭回収の奨励 ● 簡易包装の推進
多様なリサイクルの輪の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の購入補助 ● 食品ロス削減のためのフードドライブの実施 ● 自治会との協働による落葉の堆肥化事業の実施 ● 公園の剪定枝リサイクルの実施
環境負荷が少ないごみ・し尿処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ発電や太陽光発電を備えた新ごみ処理施設の竣工
水資源の有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水浸透ますの設置指導 ● 雨水貯留タンク購入助成

(2) 主な実績と成果

項目	平成23年度 (実績値)	令和元年度 (成果値)
ごみ総排出量	78,960t	71,771t
家庭系ごみ排出量	51,986t	48,840t
事業系ごみ排出量	19,225t	17,109t
市民1人1日当たりのごみ排出量	888.1g	845.1g
再生利用率(リサイクル率)	21.4%	21.3%

※ごみ総排出量は資源集団回収を含む。

(3) 前計画の総括

4R(リフューズ*・リデュース*・リユース・リサイクル)の推進のため、買い物袋持参運動、3010運動、フードドライブ、生ごみ処理機購入補助、小型家電・小型充電式電池の回収ボックス設置並びにプラスチックごみゼロ宣言など、様々な取組の実施により、ごみ総排出量は減少しており、再生利用率も一定の率を維持しています。しかし、令和2年度を目標年度とした一般廃棄物*処理基本計画における市民1人1日あたりのごみ排出量やリサイクル率の目標は達成が困難な見込みであることから、更なる減量化と再資源化に向けた取り組みが必要です。

基本目標5 みんなが地球にやさしい行動を実践するまち

(1) 前計画における取組

基本施策	具体的な取組
環境負荷の少ない生活・事業活動の定着	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生を対象としたエコライフ日記の実施 ● 環境フェア・イベントにおける啓発活動の実施
エネルギーの有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・自治会集会所への太陽光発電システム設置補助 ● 出前講座による情報提供の実施
啓発活動・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生への環境教育の実施 ● 環境に関する副教材の発行・配付 ● 市民団体の取組内容の紹介
市民・事業者・行政の三者協働体制の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量マイスター*養成講座の実施 ● 消費者協会との協働による周知・啓発活動の実施
自主的活動への支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会や市民団体等に対する出前講座の実施 ● ごみ減量推進団体との協働による啓発活動の実施
環境ビジネスの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ISO認証取得補助の実施

(2) 主な実績と成果

項目	平成23年度 (実績値)	令和元年度 (成果値)
ごみ減量マイスター認定者数	20人(平成24年度)	198人
ごみ減量推進団体数	平成29年度開始	5団体
資源集団回収団体数/量	317団体 / 7,749t	324団体 / 5,822t

(3) 前計画の総括

環境に関するイベントの開催だけではなく、地域におけるイベントやクリーンセンター施設見学の開催時などに、参加者に対してパネルの展示や資料の配布等を行い、環境に関する意識啓発を行いました。

市民・事業者・市が連携して地球にやさしい行動を実践するために、パートナーシップの強化が必要であることから、今後も市民・事業者の参画の場の提供や協働を促進する方策、支援策の実施が必要です。

また、情報発信媒体が多様化しており、年齢層に応じた効果的な情報提供が必要です。

重点施策Ⅰ 地球温暖化対策

(1) 前計画における取組

重点施策	具体的な取組
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・事業所の省エネ・創エネ化の推進 ● 公共施設における省エネ・創エネ化の推進 ● 自動車からの温室効果ガス排出抑制施策の推進

(2) 主な実績と成果

項目	平成23年度 (実績値)	令和元年度 (成果値)
市域二酸化炭素排出量	839,851t-CO ₂	822,462t-CO ₂ (平成29年度)
太陽光発電システム設置補助数	平成25年度開始	1,112件(累計)
グリーンカーテンの設置数/施設	676株/54施設	6,000株/74施設

※市域二酸化炭素排出量は、平成2年度の排出係数から算出しています。

※19ページに示した排出量とは算定に使用した排出係数が異なるため、数値は一致しません。

(3) 前計画の総括

地球温暖化対策の一環として、市民や事業者と協働したグリーンカーテン事業の実施や小学生高学年を対象にしたエコライフ日記を実施するとともに、環境に関するイベントにおいて地球温暖化対策について周知啓発を行いました。

また、住宅や自治会集会所への太陽光発電システム設置補助により、温室効果ガスの排出削減に取り組んできましたが、平成2年度(1990年度)を基準とした、令和2年度(2020年度)の削減目標である25%は達成できない見込みであることから、国等の削減施策等を取り入れた実効性の高い施策を実施する必要があります。



重点施策2 生物多様性の保全

(1) 前計画における取組

重点施策	具体的な取組
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体との協働による自然観察会の実施 ● 環境フェア等での外来生物に関する周知・啓発の実施

(2) 主な実績と成果

項目	平成23年度 (実績値)	令和元年度 (成果値)
自然観察会実施回数(回/人数)	年3回 182人	年4回 209人
自然への関心度	75%	64%(平成28年度)
生物多様性の認知度	29.1%	25.3%(平成28年度)

※自然への関心度は、「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」割合。(環境省データ)

※生物多様性の認知度は、「知っている」割合。(環境省データ)

(3) 前計画の総括

市民団体との協働による自然観察会や環境フェアにおける生物多様性に関するパネル展示など、様々な機会において身近な自然や生物多様性の重要性の周知に努めていますが、自然観察会の参加者数は横ばいの傾向であり、今後は参加者の増加に向けて、内容や開催場所等の検討が必要です。

また、幼少期からの環境教育は重要であることから、学校における取り組みの拡大を検討する必要があります。



第3章

めざすべき環境像と基本目標

3.1

めざすべき環境像

3.2

第3次寝屋川市環境基本計画の基本目標

3.3

管理指標

3.4

代表指標と目標値

第3章

めざすべき環境像と基本目標

3.1

めざすべき環境像

本計画の策定にあたり、市民の方へアンケートを行いました。

アンケート結果を踏まえ、本計画におけるめざすべき環境像を次のとおりとします。

水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で
人にやさしくなれるまち

～環境を私たちが考え、守り、育てるまち ねやがわし～

コラム めざすべき環境像について

第3次寝屋川市環境基本計画の策定にあたり、小学4年生（約1,700人）及び自治会の協力（約300人）により環境に関するアンケートを実施しました。

小学4年生へのアンケートでは、「10年後の寝屋川市が、こんな環境の良いまちになって欲しい」という意見を聞きました。本計画の計画期間は10年間であることから、10年後に20歳になり、将来の寝屋川市を担う子どもたちのまちづくりについての意見を参考に「めざすべき環境像」を設定しています。

子どもも大人も市民一人一人が、寝屋川市の環境を考え、守り、育てることで、人にも環境にもやさしいまちであり続けるといった願いを込めています。



3.2

第3次寝屋川市環境基本計画の基本目標

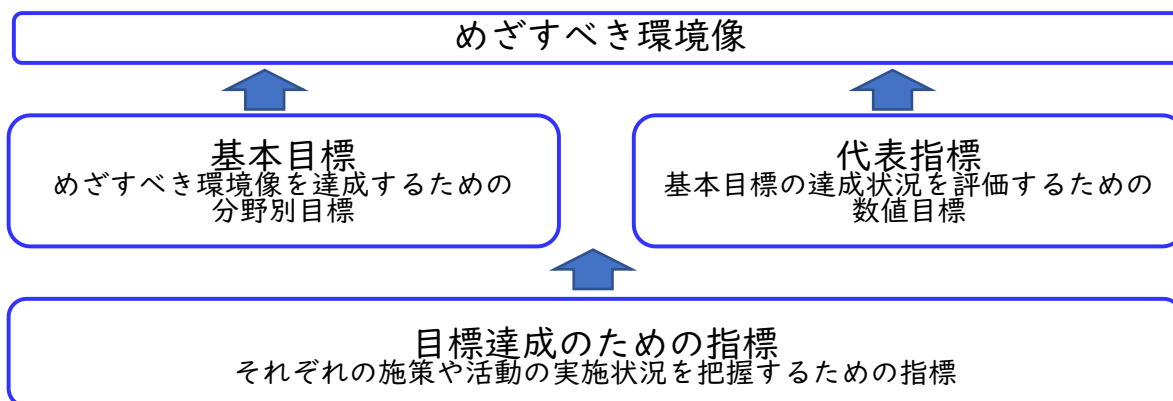
めざすべき環境像を実現するため、本市における現状と課題や社会情勢を踏まえ、5つの基本目標を掲げ、基本目標のそれぞれに施策の柱を設定します。

基本目標	施策の柱
<p>① 生物多様性と自然環境 (水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全 ● 水辺環境の整備と保全 ● みどりの保全と充実
<p>② 生活環境 (安全・快適な都市環境のなかで健康なくらしができるまち)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好で安全な生活環境の保全 ● 環境保全対策の推進
<p>③ 循環型社会 (省資源が徹底され、資源が循環するまち)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 減量化・再資源化の推進 ● 適正かつ効率的な処理の推進 ● 災害時体制の充実
<p>④ 脱炭素社会 (脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー機器等の導入促進 ● ライフスタイルの転換促進 ● 再生可能エネルギー*の導入と普及啓発 ● 気候変動への適応
<p>⑤ 環境教育・環境学習 (みんなが考え、参加し、協働により成長するまち)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育と環境学習の推進 ● 協働の推進

3.3

管理指標

本計画の施策効果や進捗状況を管理するため、「代表指標」と「目標達成のための指標」を設定します。「代表指標」と「目標達成のための指標」の関係は以下のとおりです。



3.4

代表指標と目標値

代表指標を以下のとおり設定します。

基本目標 分野	代表指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
生物多様性と 自然環境	市域面積における緑地の割合	14.7%	17.6%
	生物多様性の認知度	25.3%	50%
生活環境	工場・事業場の事業活動に伴う苦情の解決割合	95.3%	100%
	空き家流通に係る所有者等同意取得者数	令和2年度開始	220件
循環型社会	市民1人1日当たりのごみ排出量	845.1g/人・日	752.4g/人・日
	再生利用率(リサイクル率)	21.3%	27.4%
脱炭素社会	市域の二酸化炭素排出量削減率 (2013年度比)	2.4%増加 (平成30年度)	32.2%
	市域のエネルギー使用量	10,273TJ (平成30年度)	7,033TJ
環境教育・ 環境学習	環境問題に関心のある市民の割合	-	80%
	環境に関するイベントに 参加したことのある小学生の割合	24%	50%



目標達成のために取り組むこと

4.1

生物多様性と自然環境

(水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち)

4.2

生活環境

(安全・快適な都市環境のなかで

健康なくらしができるまち)

4.3

循環型社会

(省資源が徹底され、資源が循環するまち)

4.4

脱炭素社会

(脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち)

4.5

環境教育・環境学習

(みんなが考え、参加し、

協働により成長するまち)

第4章

目標達成のために取り組むこと

4.1

生物多様性と自然環境

(水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち)

(1) 現状（これまでの取組）と課題

① 生物多様性の保全

近年、開発などによる自然環境の破壊や、農林業などを通じて形成された里地里山*での人間の活動が縮小することにより、生態系が変化するなど、生物多様性への影響が問題になっています。現在、地球上には870万種の生物がお互いに支え合って生きており、私たちはこの生態系の中で様々な恩恵を享受しながら共存していることから、様々な手段や機会を通じて「生物多様性」が重要であることを分かりやすく伝え、今ある自然生態系を維持することが重要です。

② 水辺環境の整備と保全

平成22年(2010年)に市民と行政の協働による水辺環境の創造と保全を推進するため「水辺整備基本構想」を策定しました。その後、社会情勢の変化等により、平成31年(2019年)に改定版を策定し、水辺のネットワーク形成や、親水空間の整備など寝屋川再生ワークショップと連携して市民活動を主体とした水辺づくりを進めています。

③ みどりの保全と充実

平成13年(2001年)に都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、「みどりの基本計画」を策定しました。その後、この間の地球温暖化をはじめとした環境問題・気候変動に対する社会情勢の変化や、一部改正された都市緑地法の趣旨を踏まえ、平成31年(2019年)に改定版を策定し、みどりの保全や充実などの課題に対して取組を進めています。

(2) 施策の方向性

本市は、住宅都市として発展してきましたが、市名の由来にもなっている寝屋川をはじめ、市内には多くの川や水路が張り巡らされており、打上川治水緑地や深北緑地など、緑とふれあえる場も多く存在しています。こうした自然環境は、多くの動植物の生息・生育の場となっているだけでなく、市民の暮らしにも潤いをもたらしています。水辺やみどりにふれあえる場を充実させ、自然環境を保全することにより、多様な生き物がすみ、水とみどりがあふれるまちをめざします。

(3) 代表指標と目標値

代表指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
市域面積における緑地の割合	14.7%	17.6%
生物多様性の認知度	25.3% (平成28年度)	50%

(4) 目標達成のための指標

目標達成のための指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
緑被率	18.4%	22%
みどりに関する団体の活動区域面積	14.2ha	27.4ha
農地面積	151.3ha	維持
水辺の整備・保全活動の参加者数	4,792人	4,800人

(5) 施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然とふれあう場の提供 ● 外来生物*対策の推進 ● 市民の生物多様性に関する意識向上
水辺環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺環境の整備と保全
みどりの保全と充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市空間における緑地の保全と創出 ● 農地の保全と活用 ● 市民の緑化意識の向上 ● 民有地における緑化

(6) 主な取組

施策の柱1 生物多様性の保全

○自然とふれあう場の提供

本市の緑地や親水空間などの空間を活用し、自然観察会等を実施することにより、身近な自然と関わる機会を提供します。

○外来生物対策の推進

自然観察会の実施や関係機関と連携し、外来生物の生息・生育状況の把握を図るとともに、その拡大を防ぐため、市民等に対し、例えばアライグマやスクミリンゴガイ（通称ジャンボタニシ）などの外来生物の移植・移入の防止及び防除に関する普及・啓発を実施します。

○市民の生物多様性に関する意識向上

生物多様性に関する理解を深めるため、環境イベントや広報などにおける周知を行い、生物多様性についての浸透を図ります。

コラム 生物多様性って？メダカやホタルの生きるまち

生物多様性とは、「様々な個性を持つたくさんの生物がほかの生物や環境とつながり合いながら存在すること」です。生物には私たち人間も含まれ、私たち人間が豊かな生活を送ることができるのも「生物多様性」が健全に保たれているおかげです。

また、都会と思われる大阪府にも、8,700種を超える生物がすんでおり、本市にもメダカやホタルの生息環境が残されている箇所があります。親水空間などで身近な自然にふれ、生物多様性を知ることが、市の自然を守ることに繋がります。



施策の柱2 水辺環境の整備と保全

○水辺環境の整備と保全

市民協働による清掃活動や水辺環境の整備・保全を通じて、これまでつくりあげてきた親水施設の機能を維持するなど、市民が一層親しめる水辺空間の創出を図ります。

施策の柱3 みどりの保全と充実

○都市空間における緑地の保全と創出

みどりの基本計画改定版における基本方針に基づき、市民・事業者・学校・行政による「協働・共助によるみどりのまちづくり」を進めます。

○農地の保全と活用

農作業用の機械器具の購入費補助や地元農産物直販の奨励等の農業者への支援を通じ、農地の保全に取り組むことによって、洪水防止機能、生物多様性の保全など農地が持つ多面的機能の確保を図ります。

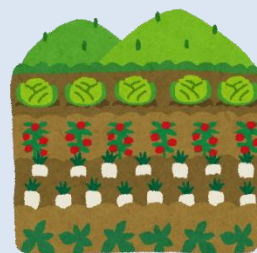
また、農業者の実情や市民のニーズに即した農地の活用等を推進します。

コラム 農地の多面的機能

農地は、作物をつくる場所としての機能のほか、様々な機能を持っています。

例えば、水田は周囲を畦で囲まれていることによって大雨の時に雨水を一時貯留するため、洪水を防止・軽減する機能があります。

田や畑には多様な生物が生息しています。農地が適切に管理されることにより、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系を持つ自然が形成・維持されます。



○市民の緑化意識の向上

多様な主体がみどりの取組に関する情報交換や行動に向けた話し合いを行うための組織の設置や、助成制度等の充実を進めます。













また、多様な主体がそれぞれの役割を踏まえた協働の取組を進めるため、新たな担い手を育成するとともに、行政による様々な支援を行うことにより、みどりの質の向上や地域コミュニティの醸成を目指します。

みどりの質の向上や、幅広い年齢層による多くの市民等におけるみどりへの関心や取組のきっかけを創出するため、みどりの取組に対する表彰や啓発パンフレットの発行、またはホームページ、SNS*による情報を発信するとともに、みどりを活かしたシティプロモーション*を推進します。

○民有地における緑化

土地利用特性などの地域性に応じて、建物の新築や建て替え時における緑化の誘導や、大規模敷地におけるみどりの創出を図ります。

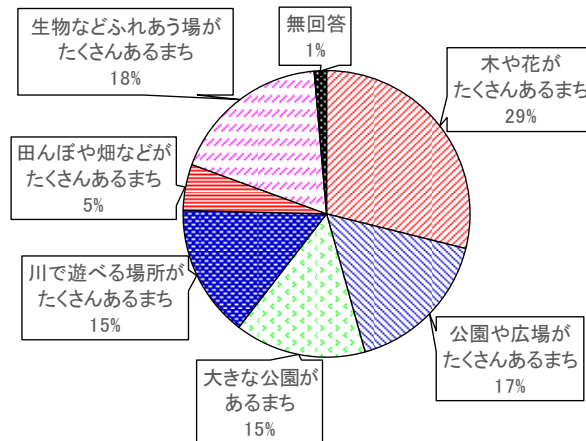
(7) 市民や事業者に求められる主な取組

市民に求められる取組	事業者求められる取組
水やみどりの持つ機能を理解し、大切にしましょう。 	事業場敷地内の緑化やビオトープ設置を進めましょう。 
市内で採れた農産物を積極的に購入しましょう。 	水やみどりの保全や創造への取組に参加しましょう。 
自然観察会や勉強会に積極的に参加しましょう。 	生物多様性の保全活動への支援を検討しましょう。 
公園施設や親水施設を大事に使いましょう。 	生物多様性に関する職員の教育を行いましょう。 
生垣や壁面の緑化を行いましょう。 	森林認証や漁業認証など適切に資源管理された原材料の購入に努めましょう。 
水辺等の清掃活動に積極的に参加しましょう。 	水辺等の清掃活動への積極的な参加や支援を行いましょう。 

(8) 市民の目線

生物多様性に関し、市内の小学4年生に10年後にどのようなまちになって欲しいか聞いたところ、みどりや生物にふれあえる場所に関する要望が多く寄せられました。

表4-1 生物多様性に関する市内の小学4年生の意見（10年後に望む市の姿）



※回答は1位から6位までの順位を付け、表は1位と2位に選ばれた選択肢の割合です。

4.2

生活環境

(安全・快適な都市環境のなかで健康なくらしができるまち)

(1) 現状（これまでの取組）と課題

① 良好で安全な生活環境の保全

寝屋川市美しいまちづくり条例に基づき、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを実施しているほか、市民や事業者と協働し、駅前一斉清掃活動やクリーンリバー活動などに取り組んできましたが、引き続き環境美化を推進する必要があります。

良好な生活環境を保全するため、地区計画制度の活用を進めるとともに、適正な管理がなされていない空き地や空き家についても、所有者等に対し適正管理を依頼していますが、近年空き家の増加等から、近隣住民からの要請が増えており、今後も対策を行う必要があります。

② 環境保全対策の推進

大気汚染・水質汚濁・騒音の状況の監視やダイオキシン類の調査測定、大気汚染防止法等の公害防止関係法令に係る工場・事業場に対する規制・指導を行っています。これらは、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また、建築物の解体等工事からの石綿（アスベスト）の飛散防止等、平成31年（2019年）4月に本市が中核市に移行したことにより生じた事務についても、着実に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

環境美化や良好な都市景観の形成により、快適な住環境を形成します。

また、ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図るとともに、所有する土地、建物の適正な管理等を啓発し、良好な都市環境づくりを推進します。

さらに、良好な生活環境を確保するため、大気汚染・水質汚濁・騒音等の監視及び工場・事業場に対する公害防止関係法令に係る規制・指導を着実に進めます。

(3) 代表指標と目標値

代表指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
工場・事業場の事業活動に伴う 苦情の解決割合	95.3%	100%
空き家流通に係る所有者等同意取得者数	令和2年度開始	220件

(4) 目標達成のための指標

目標達成のための指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
工場・事業場に対する立入検査件数	60事業場	維持
地区計画の地区数	30地区	増
景観届出件数	33件	増
石綿(アスベスト)の飛散防止に係る 立入検査件数	10件	増

(5) 施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
良好で安全な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境美化の推進 ● 建築物等の規制と誘導 ● 空き家対策の推進 ● 良好な都市景観の保全と形成
環境保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染、水質汚濁等の状況の監視 ● 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の対策 ● 石綿(アスベスト)の飛散防止 ● 騒音、振動、悪臭等の苦情対策

(6) 主な取組

施策の柱Ⅰ 良好で安全な生活環境の保全

○環境美化の推進

引き続き美しいまちづくり条例の周知・啓発を実施し、市民ボランティア等と協働して、環境美化に関する啓発活動を実施します。

また、空き地の適正管理についても、土地所有者への雑草対策や散乱ごみの除去を指導します。

○建築物等の規制と誘導

都市計画マスタープランに示す将来都市構造を踏まえ、地域特性に応じた計画的な土地利用を誘導するため、地区計画制度の活用に努めます。

○空き家対策の推進

利活用が可能な空き家について、市場への流通を促進させることで、使用目的のない空き家の増加を抑制するとともに、空き家の所有者に対して、適正管理の啓発による危険な空き家の解消に努めることで、住環境の保全と地域の活性化を図ります。

○良好な都市景観の保全と形成

寝屋川市景観計画に基づき、都市計画事業等の進捗に合わせて、順次、重点地区の指定拡充に向けた取組を行うとともに、市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物に対しても規制し、無秩序な看板等を抑制することで、良好な景観の保全と形成に努めます。

コラム ポイ捨てをしないで!

子どもたちと市民へのアンケートでは、寝屋川市を住みよい安全なまちにするためには、空気が澄んでいることやたばこやごみなどのポイ捨てがないことが大切だと感じています。



施策の柱2 環境保全対策の推進

○大気汚染、水質汚濁等の状況の監視

大気汚染・水質汚濁・騒音の状況の監視及びダイオキシン類の調査測定を行い、その結果を市ホームページで公表します。

また、光化学オキシダント注意報等発令時には防災無線を活用し市民に周知します。

○大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の対策

大気汚染防止法等の公害防止関係法令に基づき、工場・事業場に対して計画的に規制・指導を行います。

○石綿（アスベスト）の飛散防止

石綿（アスベスト）の飛散防止のため、大気汚染防止法や廃棄物処理法等に基づき、建築物の解体等工事に対して規制・指導を行います。

○騒音、振動、悪臭等の苦情対策

苦情が発生している地域に対してパトロールを行い、騒音規制法等の関係法令に基づき苦情の原因者に対して規制・指導を行います。

コラム 石綿（アスベスト）とは？








石綿（アスベスト）は、天然に生成した極めて細い鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であり、建築材料等に幅広く使用されてきましたが、肺がん、悪性中皮腫等の病気の原因になるとされ、平成18年（2006年）以降は全面的に使用禁止となっています。

建築物の解体等からの石綿飛散に対する規制は、阪神・淡路大震災で倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散が問題となったことを契機として導入され、その後、順次、拡大・強化されてきました。

これらの工事は、今後増加し、令和10年（2028年）頃にピークを迎えるとされており、石綿飛散防止対策のさらなる徹底が求められています。



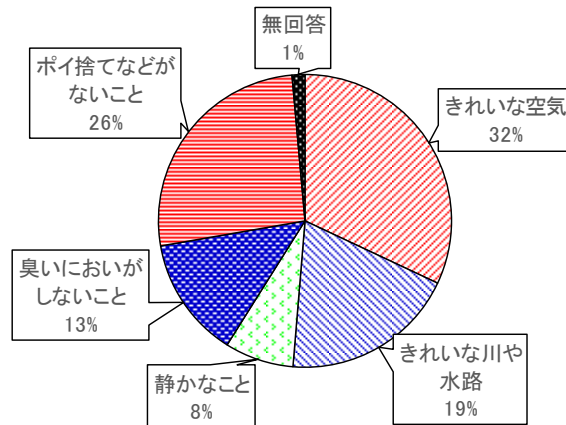
(7) 市民や事業者に求められる主な取組

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<p>地域清掃や環境美化活動に参加・協力しましょう。</p> 	<p>近隣住民の生活環境の保身に配慮した事業活動を行いましょう。</p> 
<p>ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。</p> 	<p>地域清掃や環境美化活動に参加・協力しましょう。</p> 
<p>ごみ出しルールを守り、悪臭を発生させないようにしましょう。</p> 	<p>事業活動に伴う環境負荷を把握し、低減する努力をしましょう。</p> 
<p>自動車の購入時は低公害車を選択しましょう。</p> 	<p>自家用車による通勤を控え、公共交通機関や自転車利用を推進しましょう。</p> 
<p>ペットの鳴き声や楽器の演奏で周囲の迷惑にならないようにしましょう。</p> 	
<p>自動車利用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めましょう。</p> 	

(8) 市民の目線

公害防止に関し、市内の小学4年生に10年後にどのようなまちになって欲しいか聞いたところ、きれいな空気のまち、ポイ捨ての無いまち、きれいな川や水路に関する要望が多く寄せられました。

表4-2 公害防止に関する子どもの意見（10年後に望む市の姿）



※回答は1位から5位までの順位を付け、表は1位と2位に選ばれた選択肢の割合です。

4.3

循環型社会

(省資源が徹底され、資源が循環するまち)

(1) 現状（これまでの取組）と課題

① 前計画期間における社会情勢の変化

前計画策定以降、大量に消費されたペットボトルやプラスチック製の袋などが廃棄され海洋に漂流した結果、海の生態系に甚大な影響を及ぼす「海洋プラスチック問題」や令和12年（2030年）までに平成12年（2000年）比で食品ロスを半減させることを目的とした「食品ロス削減推進法」が策定されるなど、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。また、本市においては平成31年（2019年）3月に「プラスチックごみゼロ宣言」、国では、令和2年（2020年）7月からレジ袋を有料にするなどの取組が進められており、引き続き、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみ減量と循環型社会の形成が必要です。

② 一般廃棄物処理基本計画における目標達成状況

平成23年（2011年）に一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和2年度（2020年度）を目標年度として、ごみの減量や再生利用率の目標達成に向けて様々な施策を実施してきました。目標の達成状況は、最終処分量に関する目標は達成する見込みである一方、ごみの減量化に関する目標と再生利用率に関する目標は達成が困難な状況です。令和3年度から新たな一般廃棄物処理基本計画を定め、引き続き4Rを推進し、ごみ減量と循環型社会形成に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

国や大阪府の計画等に沿った、ごみ減量と再資源化を進めるとともに、令和3年度が初年度となる本市の一般廃棄物処理基本計画における、3つの基本方針（①“もったいない”による4Rの深化 ②安全・安心なごみ処理の推進 ③責任と役割に応じた行動の推進）に基づき、「減量化と再資源化の推進」として食品ロスの削減や雑がみの分別回収等、「適正かつ効率的な処理の推進」として効果的・効率的な収集体制の調査・研究や不法投棄等防止対策の推進等、「災害時体制の充実」として災害時におけるごみ処理体制の構築や旧焼却施設解体後の資源物等のストックヤードの整備等を図ります。

(3) 代表指標と目標値

代表指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
市民1人1日当たりのごみ排出量	845.1g/人・日	752.4g/人・日
再生利用率(リサイクル率)	21.3%	27.4%

(4) 目標達成のための指標

目標達成のための指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
家庭系ごみ総排出量	48,840t	41,632t
事業系ごみ総排出量	17,109t	13,345t
焼却処理量	55,312t	46,212t
収集及び運搬の民間委託率	55%	維持
産業廃棄物多量排出事業者及び 産業廃棄物処理業者に対する立入検査件数	16事業場	維持

(5) 施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
減量化・再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境にやさしい販売活動の推進 ● 自主的なごみ減量行動の推進 ● 家庭系ごみの減量・資源化推進 ● 事業系ごみの減量推進 ● 再利用の推進
適正かつ効率的な処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集体制の整備 ● 不法投棄等防止対策の推進 ● 産業廃棄物の適正処理の推進
災害時体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理基本計画の適切な運用

(6) 主な取組

施策の柱Ⅰ 減量化・再資源化の推進

○環境にやさしい販売活動の推進

マイバッグ*持参運動、簡易包装の更なる推進を事業者と連携を図りながら推進します。
また、資源物や生きびんの店頭回収*の奨励も引き続き取り組んでいきます。

○自主的なごみ減量行動の推進

若年層も含めた市民全体に対し4Rの理解をさらに深める啓発を実施するとともに、食品廃棄物の削減、雑がみの分別など各家庭の生活の中でできるごみ減量行動を進める取組を行います。

また、食品ロス削減推進法を踏まえ、生ごみのうちの何が問題であるかの課題認識を提供しつつ、削減のポイントを周知していくことで、質の向上を図ります。加えて、生ごみの堆肥化や様々な調査を行い、生ごみの減量化・再資源化を推進します。

また、剪定枝についても、更なる分別及び資源化の体制を強化します。

○家庭系ごみの減量・資源化推進

拠点収集の実施や資源集団回収を行いながら、質の高いリサイクルを推進できるよう社会情勢に応じた効果的な取組を行います。

可燃ごみ、不燃ごみにはペットボトル・廃プラスチック、古紙などの資源化可能物が混入していることから、分別に関する更なる啓発を行います。

小型家電及び小型充電式電池のボックス回収について広報の強化、さらに事業者と連携した取組の充実を実現します。

雑がみについて分別収集及び資源集団回収の利用を周知するとともに、資源集団回収についてごみ減量推進登録団体の増加及び活動の促進に向けて効果的な広報を行います。また、モニター募集制度やフードドライブなど、市民に体験を提供するモデル事業の実施や、市と市民との情報交換会等、市民がより深く関わる事ができる取組を行います。

コラム 小型家電・小型充電式電池のボックス回収

小型家電製品（携帯電話やデジタルカメラなど）や小型充電式電池（モバイルバッテリーなど）には、リサイクル可能な希少金属等が含まれています。

本市では、ごみの減量と小型家電・小型充電式電池のリサイクルを推進するため、専用の回収ボックスを設置して、分別回収を推進しています。

令和2年10月現在で、市内22か所（小型充電式電池は21か所）に回収ボックスを設置しています。



○事業系ごみの減量推進

多量排出事業者に対する指導、食品ロス削減の啓発、搬入事業者の適正なごみ処理に関する指導等を引き続き推進します。

市内飲食店に対し、食品ロス削減のための3010運動の啓発のほか、今後は食品ロス削減推進法を踏まえ、市の地域特性等を活かした事業系の食品ロス削減の取組を推進します。

再資源化は、事業所から排出される古紙類も集団回収活動団体へ提供することを可とし、資源化を促進しています。更なる事業所の参画及び活用の促進に向けて効果的な広報を行います。

○再利用の推進

リユース市場の規模が近年拡大しており、市民の意識も不用品をごみにはせず、有効利用する意識が高くなってきていることを踏まえ、より一層の市民の意識高揚に向けた啓発活動を行います。

コラム ねやがわプラスチックごみゼロ宣言

大阪湾の海岸では、たくさんのプラスチックごみが漂着しています。これらは直接海に捨てられたごみだけではなく、道路など街中でポイ捨てされたごみが、雨や風で流されて、川から海へと運ばれたものも含まれています。これらが紫外線などにより細かく砕かれて、マイクロプラスチックとなり、食物連鎖によって様々な生物に取り込まれ、生態系に影響を与えることが懸念されています。

このような状況のなか、淀川や寝屋川等の河川が流れる本市は、平成31年(2019年)3月に「ねやがわプラスチックごみゼロ宣言」を行い、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)のさらなる推進や使い捨てプラスチックの削減、ポイ捨ての防止に向け行政が率先して取組を行うことを宣言しています。



施策の柱2 適正かつ効率的な処理の推進

○収集体制の整備

現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としますが、今後の社会情勢の変化に合わせた、効果的・効率的な収集体制の調査・研究を行います。

また、ごみ出しが困難な高齢者や障害がある方の世帯に対し行っているふれあい訪問収集が、年々増加傾向であることから、効率的な収集方法の調査・研究を行います。



○不法投棄等防止対策の推進

不法投棄防止看板の設置、投棄場所の巡回パトロールを実施するとともに、自治会等と協力しながら、不法投棄の抑止や早期発見・未然防止に努めます。

資源物の持ち去りについては、収集日の見回りや排出者が意思表示用紙を貼り付ける工夫を行います。

また、適正処理困難物*・有害廃棄物については、ホームページにて業界団体や処理業者の問い合わせ先の広報を行うほか、素材の多様化や市民ニーズの向上の観点から、クリーンセンターでの受入品目の調査・研究を行います。

○産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法等に基づく規制、指導、監視等を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

施策の柱3 災害時体制の充実

○災害廃棄物処理基本計画の適切な運用

災害時の対応に備え、災害廃棄物処理基本計画の見直しや、地域防災計画に基づいた体制の強化に加えて、SDGs の目標の一つであるパートナーシップをめざし、市民・事業者・行政の協働した取組を行います。

旧焼却施設の解体後には資源物等のストックヤードを整備し、災害時には災害廃棄物の仮置場等の有効活用方法について調査・研究を行います。

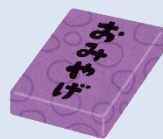
コラム 雑がみもリサイクルできます

本市が平成28年度に実施したごみ質分析調査では、家庭から出される可燃ごみ中にリサイクル可能な紙類が約5,500トン（16.1%）混入していることがわかりました。

可燃ごみとして捨てている「紙類」をさらに分別することで、可燃ごみを減量できます。



お菓子の空箱



包装紙



トイレトーパー・ラップの芯



ティッシュの空箱



はがき・メモ帳



紙袋

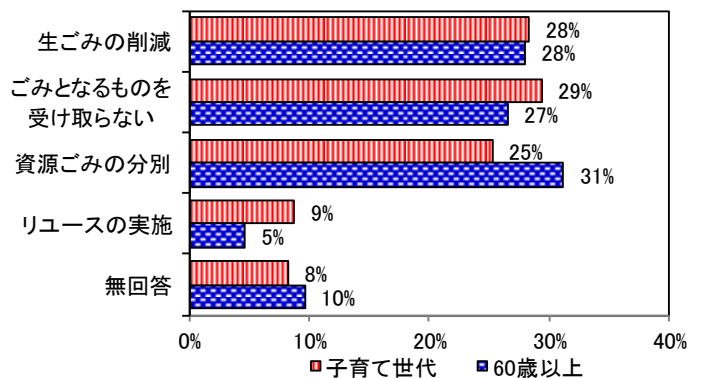
(7) 市民や事業者に求められる主な取組

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<p>買い物にはマイバッグを持参しましょう。</p> 	<p>ばら売り・量り売りなど必要量の販売を行いましょう。</p> 
<p>簡易包装の商品や詰め替え可能な商品を選んで購入しましょう。</p> 	<p>必要以上の過剰包装を避け、簡易包装を行いましょう。</p> 
<p>エコクッキング*などごみの発生が少ない調理を行いましょう。</p> 	<p>食堂等の食べ残しを減らすための従業員教育を行いましょう。</p> 
<p>保存食の消費期限を確認し、期限内に消費しましょう。</p> 	<p>省資源や部品の取り外しやすさなどリサイクル容易性に配慮した製品設計を行いましょう。</p> 
<p>フードドライブ、フードバンク*を利用しましょう。</p> 	<p>調理くずや食べ残し等の飼料化・肥料化を行いましょう。</p> 
<p>生ごみの水分はしっかり絞りましょう。</p> 	<p>災害備蓄食品の消費期限を定期的に確認し、期限内に消費しましょう。</p> 
<p>ごみの分別ルールやごみ出しルールを守りましょう。</p> 	<p>一般廃棄物と産業廃棄物の分別排出を徹底しましょう。</p> 
<p>ごみステーションをきれいに使用しましょう。</p> 	<p>優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた業者との取引を進めましょう。</p> 

(8) 市民の目線

市内の大人に、「ごみを減らすためにはどのような取組が大切だと思うか」を聞いたところ、子育て世代では「ごみとなるものを受け取らない」が最も多く29%、60歳以上では「資源ごみの分別」が最も多く31%でした。「リユースの実施」は子育て世代、60歳以上ともに選択率が低くなっています。

表4-5 ごみを減らすために大切だと思う取組



※回答は1位から4位までの順位をつけ、表は1位と2位に選ばれた選択肢の割合です。

4.4

脱炭素社会

(脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち)

(1) 現状（これまでの取組）と課題

① 国内外の社会情勢

平成27年(2015年)12月に採択された「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満(1.5℃に抑えるよう努力)にすることなどが掲げられており、気温上昇を1.5℃以内にするには、令和32年度(2050年度)までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする必要があるとされ、国では令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指すとされました。

また、気候変動への適応を進めるため、国は平成30年(2018年)に「気候変動適応法」を施行し、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策の推進を法的に位置づけており、地方公共団体においても、気候変動への緩和策に加え、地域特性に見合った適応策の実施が求められています。

② 寝屋川市環境基本計画（改定版）における取組状況

前計画では、地球温暖化対策を重点施策と位置付け、太陽光発電システムの設置補助やグリーンカーテン事業等を実施するとともに、寝屋川市地球温暖化対策地域計画を策定し、令和2年度(2020年度)の温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)と比較して25%削減することを目標に取り組んできました。しかし、家庭などから排出される温室効果ガスの排出量は横ばいとなっており、目標の達成が困難な状況です。

今後は、家庭・業務部門における取組を強化する必要があり、ライフスタイルの転換、再生可能エネルギーの導入推進、省エネルギー機器への更新・導入を推進する必要があります。

(2) 施策の方向性

地球温暖化が進む中で、本市の課題となっているエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減に対する取組をより一層進めるとともに、市民及び事業者の環境に優しいライフスタイルへの転換を促進し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をめざします。また、IPCC第5次評価報告書によると、どのようなシナリオを当てはめても、世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予想されていることから、地球温暖化に備える適応策についても検討を行う必要があります。

コラム 脱炭素社会って？

脱炭素社会とは、温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす社会ですが、実質ゼロとは、温室効果ガスを全く排出しないということではありません。

省エネや再生可能エネルギーの導入により、エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの排出量を減らすとともに、森林等の二酸化炭素吸収源による除去量を増やすことで、温室効果ガス排出量と吸収量を差し引きゼロにすることです。

脱炭素社会の実現に向けて、国内外において様々な新技術の開発が進められています。

〈例〉

- ・ペロブスカイト太陽電池…軽量で柔軟性に優れています。これにより、従来の太陽電池では設置が難しかった場所にも導入が可能です。
- ・メタネーション（合成メタン）…水素と二酸化炭素を反応させ、メタンを合成し、都市ガスの原料として使用します。メタンは燃焼時にCO₂を排出しますが、原料として発電所や工場から回収したCO₂を利用すれば、燃焼時に排出されたCO₂は回収したCO₂と相殺されるため、CO₂排出は実質ゼロになります。
- ・水素技術の開発…再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解し、作った水素をグリーン水素と言います。水素は燃やしても二酸化炭素を出さないエネルギーとして注目されており、水素を燃料とする自動車や、水素混焼発電や水素専焼発電の開発が進められています。

(3) 代表指標と目標値

代表指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
市域の二酸化炭素排出量削減率(2013年度比)	2.4%増加 (平成30年度)	49.7%
市域のエネルギー使用量	10,273TJ (平成30年度)	5,225TJ

※1 市域のエネルギーの使用量については52ページのコラムに補足説明があります。

※2 市域の二酸化炭素排出量削減率及び市域のエネルギー使用量の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{寝屋川市} \\ \hline \text{2030年度の目標値} \\ \hline \text{(2013年度比)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{寝屋川市} \\ \hline \text{2013年度部門別排出量} \\ \hline \text{(使用量)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{国} \\ \hline \text{2030年度までの部門別削減割合} \\ \hline \text{(2013年度比)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 目標達成のための指標

目標達成のための指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
クリーンセンター発電によるCO ₂ 削減量	3,642t-CO ₂	維持
市域の太陽光発電システム設置件数	3,413件(累計)	6,000件(累計)
市域の太陽光発電システム設備容量	1.75万kW(累計)	3.5万kW(累計)
年間の熱帯夜の日数(5年移動平均値)※	24日	22日以下
グリーンカーテン設置施設数	74施設	85施設
貯留施設設置率	82.4%	98.4%
市内4駅の乗降客数	150,889人/日	154,400人/日

※1 熱帯夜日数は最低気温 25℃以上の日数の過去 5 年間の移動平均値、日数は枚方地域気象観測所によります。

※2 令和元年度の乗降客数は寝屋川市駅・香里園駅・萱島駅の3駅の合計です。

(5) 施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
省エネルギー機器等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー機器等の導入促進 ● 公共施設における省エネ機器等の導入促進
ライフスタイルの転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ● 交通対策の推進
再生可能エネルギーの導入と普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの普及啓発 ● 公共施設における再生可能エネルギーの導入促進
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒートアイランド対策の実施 ● 豪雨災害への備え ● 自立・分散型電源の普及啓発 ● 気候変動適応の啓発

(6) 主な取組

施策の柱1 省エネルギー機器等の導入促進

○省エネルギー機器等の導入促進

低炭素住宅など環境に配慮した住宅の普及に努めるとともに、住宅の断熱性能の向上や高効率機器等の情報提供を通じて導入を促進し、家庭や事業所における省エネルギーの推進を図ります。

○公共施設における省エネ機器等の導入促進

公共施設においても、LED照明*などの省エネ機器の導入を促進します。

コラム 単位のはなし(ジュール(J)について)

50ページで示した「市域のエネルギー使用量」は、ジュール(J)という発熱量の単位を用いています。1Jは1グラムの水の温度を0.24℃上げるのに必要なエネルギーです。

ジュールの前に付いている「T」は「テラ」といい、1,000倍ごとにキロ(k)、メガ(M)、ギガ(G)、テラ(T)となります。

キロ(k)：1,000

メガ(M)：1,000,000 (=1,000k)

ギガ(G)：1,000,000,000 (=1,000M)

テラ(T)：1,000,000,000,000 (=1,000G)

灯油1リットルが36.7MJであることから、平成30年度における市域のエネルギー使用量の約1万TJは、灯油に換算すると2.8億リットル分(ドラム缶140万本分)となります。

施策の柱2 ライフスタイルの転換促進

○環境にやさしいライフスタイルへの転換

省エネ行動を普段から実践できるよう、省エネルギー診断の活用促進や環境イベントなどにおける情報提供を積極的に図り、意識と行動の転換を促します。

○交通対策の推進

既存の公共交通サービスを継続させていくことを念頭に置いた「公共交通サービスの維持」を基本方針とし、さらに、公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上について、公共交通のアクセシビリティ・利便性の更なる向上、経済的インセンティブの付与といった施策を実施し、だれもが安心・気軽に利用できる公共交通ネットワークの実現をめざします。

施策の柱3 再生可能エネルギーの導入と普及啓発

○再生可能エネルギーの普及啓発

市民・事業者等に対し、周辺環境に配慮しつつ、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入促進に向けた情報提供などを行い、再生可能エネルギーの導入を支援します。

○公共施設における再生可能エネルギーの導入促進

公共施設における太陽光発電設備の設置を検討します。

施策の柱4 気候変動への適応

○ヒートアイランド対策の実施

温室効果ガスの吸収源となるみどりを増やすため、都市部や沿道部の緑化の推進や農地の保全に努めます。また、住宅や建物の敷地内の緑化などにより市内の緑化を推進し、省エネルギーやヒートアイランド対策につなげます。

○豪雨災害への備え

気候変動に伴い頻発する豪雨災害や内水氾濫へ備えるため、民間開発や公共施設等を活用した雨水貯留施設の設置や古川雨水幹線整備事業及び高宮ポンプ場整備事業など、雨水対策を推進します。

コラム 内水氾濫って？

近年増加している局地的かつ短時間に集中する豪雨により、下水道の排水能力を超えた雨水がまちにあふれ出すことです。

本市では、このような豪雨による被害を軽減させるための取組を進めています。




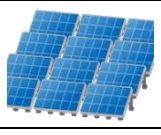






○自立・分散型電源の普及啓発

災害に強い地域・まちづくりに向け、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型電源の導入を推進するとともに、各事業所・家庭等への導入促進に向けた普及啓発を行います。

○気候変動適応の啓発

熱中症による救急搬送者数の増加など、地球温暖化の影響がみられていることから、気候変動の適応策について、市民・事業者へ周知啓発を行います。

(7) 市民や事業者に求められる主な取組

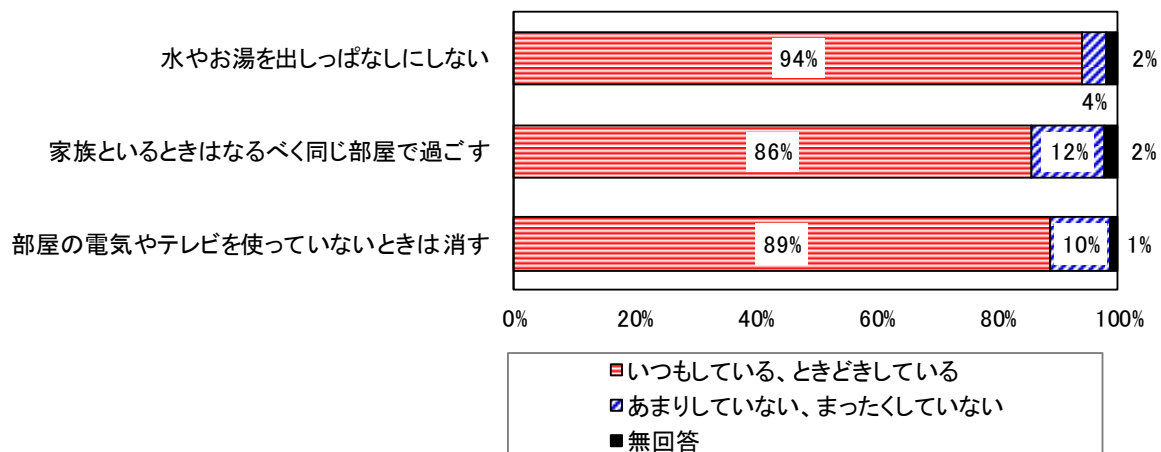
市民に求められる取組	事業者求められる取組
<p>冷暖房の適切な温度管理、照明のこまめな消灯などの省エネ生活を実践しましょう。</p> 	<p>クールビズやウォームビズの実施、環境マネジメントシステムなど、環境に優しい事業活動を行いましょう。</p> 
<p>家電などを買換えるときは、省エネルギー性能の高い製品を選びましょう。</p> 	<p>省エネ性能の高い設備や機器、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。</p> 
<p>LED照明や高効率給湯器、高断熱化、太陽光発電、蓄電池などの導入に努め、住宅の省エネ化を進めましょう。</p> 	<p>再生可能エネルギー比率の高い電力の調達に努めるなど、事業活動に伴う温室効果ガスの削減に努めましょう。</p> 
<p>徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めましょう。</p> 	<p>徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めましょう。</p> 
<p>植樹や花壇づくりなど、緑化活動に努めましょう。</p> 	<p>敷地内等の緑化に努めるほか、市民の緑化活動を支援しましょう。</p> 

(8) 市民の目線

市内の小学4年生の日ごろ実施している省エネ行動は下の表のとおりで、約90%が「いつもしている」または「ときどきしている」と答えています。

省エネ行動があたりまえのこととして、子どもたちにも浸透していることがわかります。

表4-6 こどもの省エネ実施状況



4.5

環境教育・環境学習

(みんなが考え、参加し、協働により成長するまち)

(1) 現状(これまでの取組)と課題

① 環境学習・環境教育に関する取組

前計画期間中において、本市では環境フェアを始めとする環境啓発イベントの開催や、環境出前講座の取組、環境副読本「くらしとごみ」の作成、小学4年生による市クリーンセンターの見学と環境講座などを通じ、環境学習・環境教育を推進してきました。

また、自治会等を対象にした環境関連施設見学や環境イベントの開催、ホームページや広報誌等による情報発信など、年間を通じて幅広い世代に向け環境啓発を実施しています。

② 協働・環境情報の提供に関する取組

「ごみ減量マイスター養成講座」や「美しいまちづくり推進員」など市民による環境活動を支援する仕組みづくりや、「クリーンデイ」、「クリーンリバー活動」等に代表される、市と市民、事業者の三者が協働して行う環境美化活動等に取り組んできました。

また、本市の環境状況や寝屋川市環境基本計画の進捗状況などについて市民へ情報提供を行うため、寝屋川市環境白書(ねやがわしの環境)を作成し、公表しています。その他広報誌やホームページ、環境イベントなどを通じて、環境に関する情報を広く市民に周知しています。

(2) 施策の方向性

豊かな自然環境を守り、良好な環境を将来世代に引き継いでいくためには、一人一人が環境保全意識を高め、エネルギーの効率的な利用など、環境にやさしいライフスタイルを実践し、持続可能な社会を構築することが大切です。

そのためには、私たち一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいく必要があります、その中でも特に次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要となっています。

また、環境保全・創造に関する取組は、市民・事業者・市の三者がそれぞれの立場で考え、行動するほか、単独では困難な課題も協働によって解決できる可能性があります。

本市のさまざまな環境保全・創造に関する施策の効率的な推進に向けた土台作りとして、環境に関する情報発信や環境に関する学習の機会を拡充し、市民・事業者の環境に対する関心を高めていきます。

さらに、市民・事業者・市の連携強化や様々な主体間のネットワーク化を進め、三者協働によるまちづくりをめざします。

(3) 代表指標と目標値

代表指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
環境問題に関心のある市民の割合	—	80%
環境に関するイベントに参加したことがある小学生の割合	24%	50%

(4) 目標達成のための指標

目標達成のための指標	令和元年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
環境に関するイベントの参加者数	467人	650人
環境フェアの参加者数	2,664人	3,000人
環境リーダー認定者数	—	200名
環境保全活動の参加者数	3,475人	4,000人
環境に関する表彰の受賞者数	53名/22団体	維持

※環境に関するイベント(自然観察会、市民緑化教室、親水空間とのふれあいなど、環境学習につながるもの)

※環境保全活動(クリーンデイや駅前一斉清掃、クリーンリバーなど、美しいまちづくりにつながるもの)

(5) 施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
環境教育と環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における環境教育の推進 ● 環境学習の場の提供 ● 環境に関する啓発活動の実施 ● 市民への情報提供の推進 ● 人材育成の推進
協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流の場づくり ● パートナーシップの構築 ● 協働による環境活動

(6) 主な取組

施策の柱Ⅰ 環境教育と環境学習の推進

○学校における環境教育の推進

将来的に本市を担う立場となる子どもたちに対する環境教育を充実させるため、学校における環境教育の一層の推進を図ります。

各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源や人材を活用した環境学習を実施するなど、各学校における環境活動を継続的に実施します。

○環境学習の場の提供

これまで実施してきた自然観察会や生き物調査などの環境学習の場について、学習内容を拡充するとともに、新たな環境学習の場の提供を進めます。

○環境に関する啓発活動の実施

環境に対する市民・事業者の理解や関心を高めるため、イベント実施時などさまざまな機会を活用して、環境に関する情報や環境保全・創造に役立つ情報を発信します。

○市民への情報提供の推進

広報誌・ホームページ・SNSなど各種の情報発信媒体を用いて、幅広い年齢層の市民や事業者に対し、役立つ・わかりやすい環境情報を積極的に発信します。

○人材育成の推進

現在実施しているごみ減量マイスター養成講座を継続して実施していくほか、市民、事業者と連携して各種の環境保全活動をけん引していく環境リーダーの発掘、環境教育や環境学習の実践的な指導を行えるアドバイザーなどの人材育成を促します。

コラム 地域の身近な自然に触れよう

市では環境学習のひとつとして、市民団体との協働による「自然観察会」により、生き物調査等を実施しています。

こうした活動を通じて、市民のみなさんに自分たちが住む身近な地域の環境について関心を高めてもらい、生物多様性について理解を深めてもらっています。



施策の柱2 協働の推進

○交流の場づくり

市民・事業者の活動の活性化に向け、市内における環境教育、環境学習、環境保全活動の状況や課題、市に期待する支援等についての情報収集や情報交換できる場や、気軽に参加できる環境保全活動の場づくりを推進します。

○パートナーシップの構築

市民・事業者・市が一体となって、環境について考え、参加し、環境保全等の活動を進めていくために、交流の場等を活用しながら、パートナーシップの構築を進めます。

○協働による環境活動

環境保全活動においては、市による率先的な取組・単独の取組では大きな効果を得ることは難しく、市民・事業者による自主的な活動も大きな役割を担っています。

そのため、環境教育・環境学習による人づくりと資質の向上、情報発信・情報交換による市民・事業者の環境配慮行動への誘導と並行し、市民・事業者とのパートナーシップのもと、市民・事業者・市の連携強化や様々な主体間のネットワーク化を進め、三者協働によるまちづくりをめざします。

コラム 環境に関する取組と未来

本市では、市民のみなさんと協働して、美しいまちづくりを目的とした「駅前清掃」、ごみ減量を進める「ごみ減量推進団体」や「ごみ減量マイスター」、環境学習と資源循環を考えるために子どもたちを対象にした「自然観察会」や「雑がみ・ペットボトルキャップ回収事業」を行っています。

子どもたちをはじめ、あらゆる世代をつなぐ取組を行い、環境に関する「まちの舵取り」に若者が参加することで、寝屋川市の未来の環境は大きく変わります。



(7) 市民や事業者に求められる主な取組

市民に求められる取組

地域の環境に興味を持ち、
保全・創造する気持ちを
持ちましょう。



環境学習会やイベントに
参加しましょう。



市民団体の環境活動に
積極的に参加しましょう。



地域の美化活動や環境保
全活動に積極的に参加し
ましょう。



自分が持つ知識や経験などを
活用し、環境教育・学習や
イベントなどを支えましょう。



事業者求められる取組

職員研修等により、従業員の
環境意識の向上を
図りましょう。



環境に関するイベント等に参
加・協力しましょう。



地域での環境保全活動に積極
的に参加しましょう。



環境保全活動団体の支援に
努めましょう。



市民や行政との交流や情報交換
を通じた連携に努めましょう。

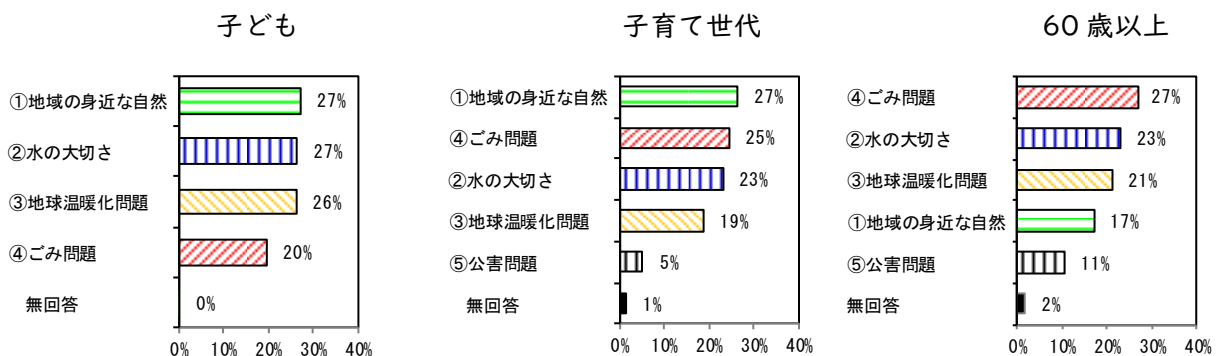


(8) 市民の目線

環境学習・環境教育に関し、子どもが学びたいこと、子どもに学んで欲しいことを聞いたところ、結果は下表のとおりでした。

年齢によって学びたいこと・学んで欲しいことに違いがあることがわかります。また、子どもが学びたいことの上位3項目は選んだ割合に大きな差がみられません。特定の分野に偏ることなく、幅広い内容について環境学習・環境教育を行うことが良好な環境の保全と創造に必要と考えられます。

表 4-7 子どもが学びたいこと、子どもに学んで欲しいこと



※回答は1位から5位（子どもは4位）までの順位をつけ、表は1位と2位に選ばれた選択肢の割合です。

コラム 各基本目標と関連のあるSDGs

SDGs(持続可能な開発目標)には、環境に関する目標も定められており、誰一人として取り残されない持続可能な社会のため、国だけでなくあらゆる主体の取組が期待されています。

本計画の基本目標ごとに関連するSDGsのゴール(目標)は下記のとおりであり、環境に関する取組を推進することで、SDGsの達成に貢献します。

基本目標1 生物多様性と自然環境

(水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち)



基本目標2 生活環境

(安全・快適な都市環境のなかで、健康な暮らしができるまち)



基本目標3 循環型社会

(省資源が徹底され、資源が循環するまち)



基本目標4 脱炭素社会

(脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち)



基本目標5 環境教育・環境学習

(みんなが考え、参加し、協働により成長するまち)



第5章

計画の進行管理

5.1

計画の推進体制

5.2

進行管理

5.3

取組状況の公表

第5章

計画の進行管理

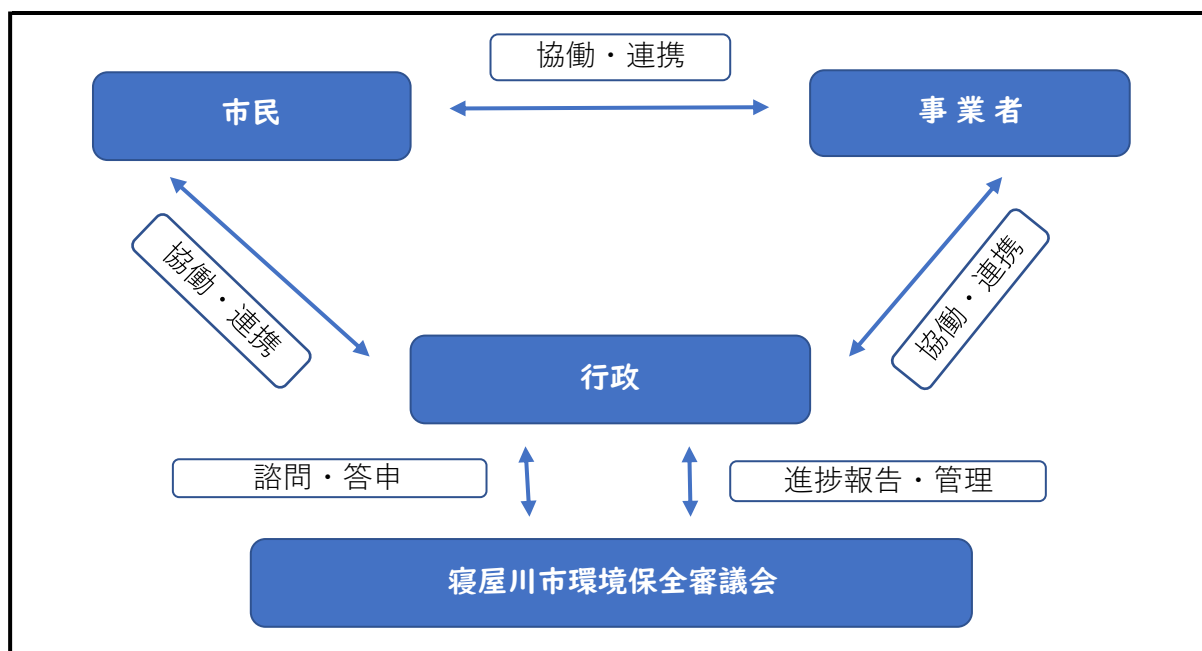
5.1 計画の推進体制

本計画は、市民・事業者・市の各主体が一体となり、連携・協働により推進します。また、市は、必要な情報の収集・提供や主体間の調整等を行い、市民や事業者の主体的行動を支援します。

5.2 進行管理

本計画の進行管理は、マネジメントシステムの基本的な考えである PDCI サイクルに沿って実施するとともに、本計画は、毎年度進捗状況の把握や評価を行い、その状況を踏まえ必要に応じて修正します。それらの状況等については、寝屋川市環境保全審議会に報告し意見を聴取します。

図5-1 進行管理の実施方法



5.3 取組状況の公表

施策の取組状況については、市のホームページ、広報誌、市の環境白書「ねやがわしの環境」に掲載する等により、適宜取組状況を公表し周知します。



資料編

資料 1

用語集

資料 2

アンケート調査結果の概要

資料 3

寝屋川市環境保全審議会 委員名簿

資料 4

第 3 次寝屋川市環境基本計画の審議過程

資料 5

第 3 次寝屋川市環境基本計画諮問書

資料 6

第 3 次寝屋川市環境基本計画答申書

あ

◇一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、事業活動によって排出される「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭ごみ」に分類される。

◇ウェルビーイング

ウェルビーイング (Well-being) は、well (よい) と being (状態) からなる言葉。社会的、経済的、環境的に個人や社会が良好な状態にあることを指す。

◇エコクッキング

環境に配慮した調理を行うことだけでなく、食材やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないなどの工夫や、生ごみを減らすことを目的に、買い物から調理、食事、後片付けまでの一連の流れを通して実践するエコ活動のこと。

◇温室効果ガス

太陽光により温められた地表面から放出される赤外線を吸収し、一部の熱を再放出して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、フロン類などがある。

か

◇外来生物

本来生息していなかった地域へ人間の活動によって意図的あるいは非意図的に持ち込まれた動植物のこと。

◇緩和策

地球温暖化対策の一つで、温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）対策のこと。

◇グリーンカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物等を建物の外側に生育させることにより、強い夏の日差しをやわらげ、建物の温度上昇の抑制を図る省エネルギー手法のこと。

◇クリーンデイ

「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という美化意識、自治意識の向上を図るために行われている市内の清掃・啓発活動。各中学校区内の道路・公園などの清掃・啓発活動を行う。

◇クリーンリバー活動

寝屋川の一斉清掃「クリーンリバー寝屋川作戦」は年2回春と秋に、寝屋川を市のシンボルにふさわしい川にしたいと願う市民などにより行われる清掃活動。

◇公園・緑地サポーター

公園・緑地等植栽サポーター制度は、市と地域住民との協働による魅力ある緑化を推進するため、市が管理する公園・緑地等の既存花壇を有効活用し、ボランティアとして自ら花づくりや緑化の取組を提案・実施するもの。

◇ごみ減量マイスター

寝屋川市では、地域（職場、家庭）の中で、ごみ減量やリサイクルに関する取組を自主的に行うリーダーを養成するため、「クリー

ンセンター施設見学会」及び「ごみ減量講座」を修了し、ごみ減量マイスターとして必要な知識等を学ぶごみ減量マイスター養成講座の修了者をごみ減量マイスター（初級）として認定している。

さ

◇サーキュラーエコノミー

資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくとともに経済的な成長も目指す「経済システム」のこと。

◇再生可能エネルギー

主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源であるのに対し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や地熱、水力、風力、バイオマス等がある。

◇里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。

◇シティプロモーション

市の認知度やイメージを向上させるとともに、市内外の人たちからの関心・共感・納得を得ることで、定住人口の維持に寄与する一連の活動。

◇食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

◇自立・分散型電源

自立型電源は、大手電力会社の送電網に頼らない電力システムのこと。大手電力会社の

送電網が停電した場合でも、自立型システムであれば電気の使用が可能となる。

分散型電源は、比較的小規模な発電装置や蓄電装置などを電気を使用する消費地の近くに分散配置して電力の供給を行う方式のこと。太陽光発電、風力発電、燃料電池など多様な電源が含まれる。送電時や変電時のロスが減らせるといった利点がある

◇生物多様性

生き物や生態系にはさまざまな種類があり、違いがあること。この多様性には生態系の多様性、種(生き物)の多様性及び遺伝子の多様性の3つがある。また、生態系や種の相互の関わりを含めて生物多様性と呼ぶこともある。

た

◇地域循環共生圏

2018年に閣議決定された国の第五次環境基本計画において提唱された考え方で、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すもの。

◇適応策

地球温暖化対策の一つで、既に起こりつつある影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組をいう。暑さに対応するためのクールビズ、作物の作付時期の変更などの対症療法的対策がこれにあたる。

◇適正処理困難物

市町村が処理する一般廃棄物のうち、適正

な処理が困難となっているもの。寝屋川市では、瓦、畳、コンクリートブロックなどを指定。

◇店頭回収

容器・包装の回収箱を店頭を設置し、消費者が空の容器・包装を持ち込み、分別回収すること。

な

◇ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」という。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

は

◇パリ協定

2015年にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された京都議定書に続く2020年以降の温室効果ガス排出量削減等のための新たな国際枠組み。2016年11月に発効され、歴史上初めて、すべての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとなっている。この協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、気温上昇に対する適応能力を向上させることなどが目的とされている。

◇バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

◇ヒートアイランド

建物の密集、道路舗装、人口の集中など地表面の状態の変化や暖房、大気汚染などが原因で都市の気温が周囲より高くなることをいう。地図上に等温線を描くと、高温域が都市を中心に島状に分布することから、このように呼ばれる。都市の気温上昇に伴って、生活上の不快や熱中症等の健康被害の拡大、生態系の変化等が懸念されている。

◇フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動のこと。

◇フードバンク

賞味期限・消費期限内の商品など品質に問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品を企業から提供を受け、福祉施設等に無料で提供する活動のこと。

ま

◇マイバッグ

スーパー等での買い物時、レジ袋ではなく自分のバッグを利用するもの。

ら

◇リサイクル

再資源化、再生利用。紙・鉄くず・アルミニウム・ガラス・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。広義にはリユース（再使用）を含める場合もある。

◇リフューズ

ごみが発生する原因となる過剰な包装などを拒絶、拒否し、ごみの発生を回避すること。

◇リデュース

発生抑制。切り詰める、縮小する、減らすという意味で、消耗品等を最後まで使い切るなどごみの発生を抑制すること。

◇リユース

再使用。一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品の一部品をそのまま再度利用すること。

わ

◇ワンウェイ容器

その形状のまま再使用されない容器のこと。一回使用された後、ごみ又は資源として市町村により回収される。リターナブル容器の反対語であり、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、回収システムのないガラスびん等がこれにあたる。

アルファベット

◇LED 照明

発光ダイオード（LED：Light Emitting Diode）を使用した照明器具。寿命が長く、消費電力が低いなどの特徴がある。

◇SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

◇SNS

ソーシャルネットワーキングサービス

（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友達同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。

数字

◇3R+Renewable

3Rの徹底と再生可能資源の代替。2019年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」で示された基本原則。ワンウェイの容器包装・製品等について、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えた上で、できる限り長期間使用しつつ、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を図っている。

特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限利用し、かつ確実に熱回収することなどが掲げられている。

◇3010（さんまるいちまる）運動

自宅においては、毎月10日・30日に冷蔵庫を整理整頓し不要な食材を買わないようにする取組で、宴会時においては「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

(1) 調査概要

① 調査票の配布

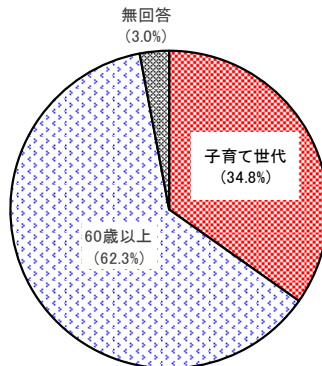
区分	配布方法
大人用	市内の各自治会を經由 Webによる実施
子ども用	市内の小学校4年生

② 回収数

区分	回収数
大人用	302件
子ども用	1667件

③ 回答者の年齢（大人用アンケート）

回答者の年齢



④ 回答方法

単一回答、順位付けによる回答、自由記述

⑤ データ整理方法

設問の一部は複数の選択肢について順位付けをする回答方式の問を設定しているため、集計結果をわかりやすく整理するために、1位と2位に選ばれた選択肢を抽出して集計した。

集計結果は四捨五入により合計が100%とならない場合がある。

(2) 設問の概要

ア 生物多様性関連

大人	四季を感じ、自然を楽しむまちにするため、市はどんなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。重要だと思う順に 1 位から 6 位の順位をつけてください。
	<ul style="list-style-type: none">① 桜の植樹など季節感ある緑化② 身近な公園や広場の整備（ちびっこ広場など）③ 大規模公園や緑地の整備（寝屋川公園、打上川治水緑地など）④ 川と身近に触れあえる親水空間の整備⑤ 貸農園・ふれあい農園など、身近な農地の保全⑥ 自然観察会など生物や植物とふれあう場の提供

子ども	四季を感じ、自然を楽しめるまちには、どんな場所があれば良いですか。良いと思う順に 1 から 6 まで順番をつけてください。
	<ul style="list-style-type: none">① 桜の木など、季節を感じる木や花がたくさんあるまち② 近くに公園や広場がたくさんあるまち③ 寝屋川公園や打上川治水緑地など大きな公園があるまち④ 川で遊べる場所がたくさんあるまち⑤ 近くに田んぼや畑などがたくさんあるまち⑥ 自然観察会など、生物や植物にふれあう場がたくさんあるまち

イ 公害防止

大人	公害のない住みよい安全なまちには、何が大切だと思いますか。重要だと思う順に 1 位から 4 位の順位をつけてください。
	<ul style="list-style-type: none">① 澄んだ空気② 川や水路などの水のきれいさ③ まちの静けさ（騒音、振動が気にならない）④ 悪臭がしないこと

子ども	暮らしやすいまちには、何が大切だと思いますか。大切だと思う順に 1 から 5 まで順番をつけてください。
	<ul style="list-style-type: none">① きれいな空気② きれいな川や水路③ 静かなこと（騒音、振動が気にならない）④ 臭いにおいがしないこと⑤ まちなかにポイ捨てなどがいないこと

ウ 快適な都市環境

大人	快適な都市環境のためには、何が大切だと思いますか。重要だと思う順に1位から4位の順位をつけてください。
	① ポイ捨て、不法投棄防止などの環境美化
	② 公共交通機関の利便性向上
	③ 歴史的、文化的遺産の保存と活用
	④ まちなかの緑化などのヒートアイランド対策

エ 循環型社会

大人	ごみを減らすためにはどのような取組が大切だと思いますか。重要だと思う順に1位から4位の順位をつけてください。
	① 生ごみの削減（水切りやたい肥化など）
	② 不要なごみとなるものを受け取らない（マイバッグの持参など）
	③ 資源ごみの分別（雑誌など）
	④ リユースの実施（フリーマーケットなど）

オ 地球温暖化

大人	地球温暖化対策のために、どのような取組を行うべきか。重要だと思う順に1位から4位の順位をつけてください。
	① 省エネ機器の導入・切り替え
	② 再生可能エネルギーの導入
	③ 日常生活における省エネ行動
	④ 温暖化による悪影響への備え（異常気象や猛暑等への対策）

カ 日ごろの環境配慮行動等

子ども	あなたは日ごろ、次のようなことをしていますか。（①から⑩について、それぞれ<いつもしている・ときどきしている・あまりしていない・まったくしていない>どれか1つに○をつけてください。）
	① ごみをきちんと分別し、リサイクルに協力する
	② ものを長く、大事に使うようにする
	③ 食べ物を残さず食べるようにする
	④ 決められた場所にごみを捨てる
	⑤ 部屋の電気やテレビを使っていないときは消す
	⑥ 家族といるときはなるべく同じ部屋ですごす
	⑦ 水やお湯をだしっぱなしにせず、使わないときはとめる
	⑧ 早寝早起きをする
	⑨ 自然観察会など、環境に関する学習会に参加する
	⑩ ごみ拾いや資源ごみ回収などの地域の活動に参加する

キ 環境教育・環境学習

大人	環境についてもっと知りたいことや、子ども達に学んでもらいたいことは何ですか。重要だと思う順に1位から5位の順位をつけてください。 ① 地域の身近な自然 ② 水の大切さ ③ 地球温暖化問題 ④ ごみ問題（ごみの減量、海洋汚染など） ⑤ 公害問題（大気汚染、騒音など）
----	---

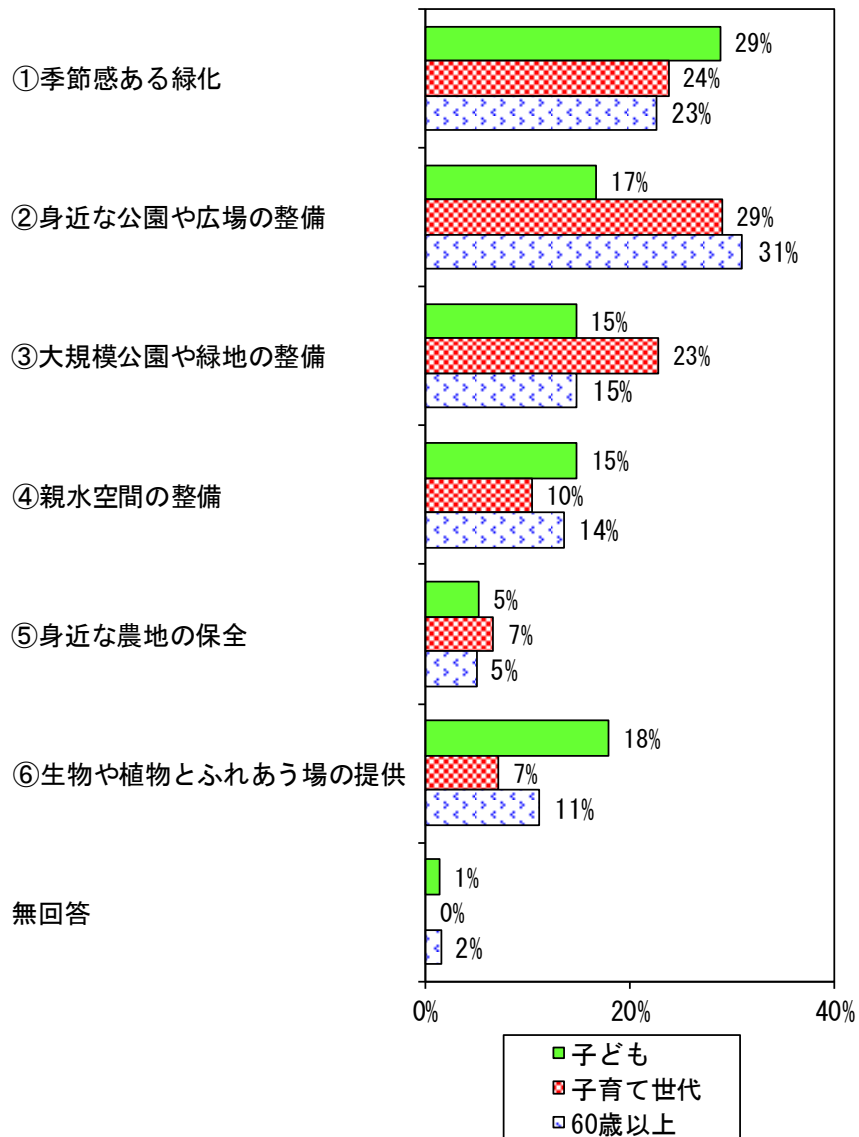
子ども	あなたがもっと知りたい、学んでみたい環境に関することはなんですか。興味のある順に1から4まで順番をつけてください。 ① 地域の身近な生き物や植物について ② 川や水路など水の大切さについて ③ 地球温暖化について ④ ごみ問題（ごみの減量、海洋汚染など）について
-----	---

(3) 調査結果

ア 生物多様性関連

問	四季を感じ、自然を楽しむまちにするため、市はどんなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。重要だと思う順に1位から6位の順位をつけてください。
	① 桜の植樹など季節感ある緑化
	② 身近な公園や広場の整備（ちびっこ広場など）
	③ 大規模公園や緑地の整備（寝屋川公園、打上川治水緑地など）
	④ 川と身近に触れあえる親水空間の整備
	⑤ 貸農園・ふれあい農園など、身近な農地の保全
	⑥ 自然観察会など生物や植物とふれあう場の提供

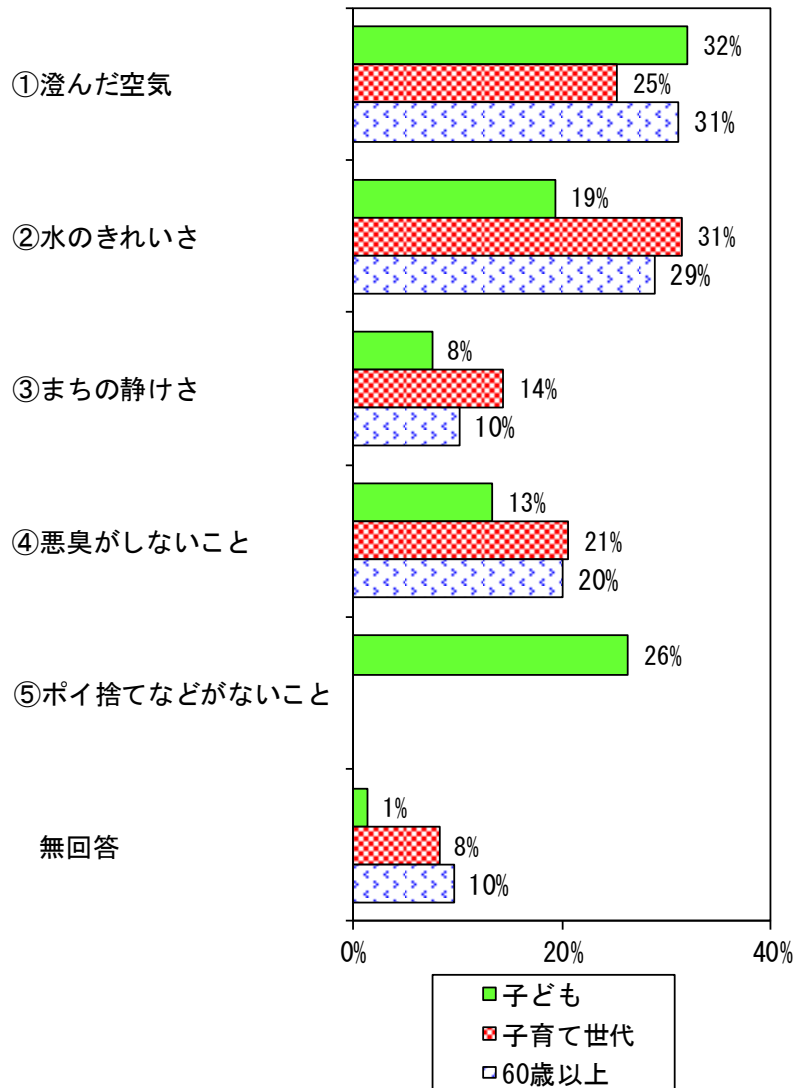
※設問の文章は大人用アンケートの表現にそろえています（以下同様）。



イ 公害防止

問 公害のない住みよい安全なまちには、何が大切だと思いますか。重要だと思う順に1位から4位の順位をつけてください。

- ① 澄んだ空気
- ② 川や水路などの水のきれいさ
- ③ まちの静けさ（騒音、振動が気にならない）
- ④ 悪臭がしないこと
- ⑤ ポイ捨てなどがいないこと（子ども用アンケートのみの選択肢）

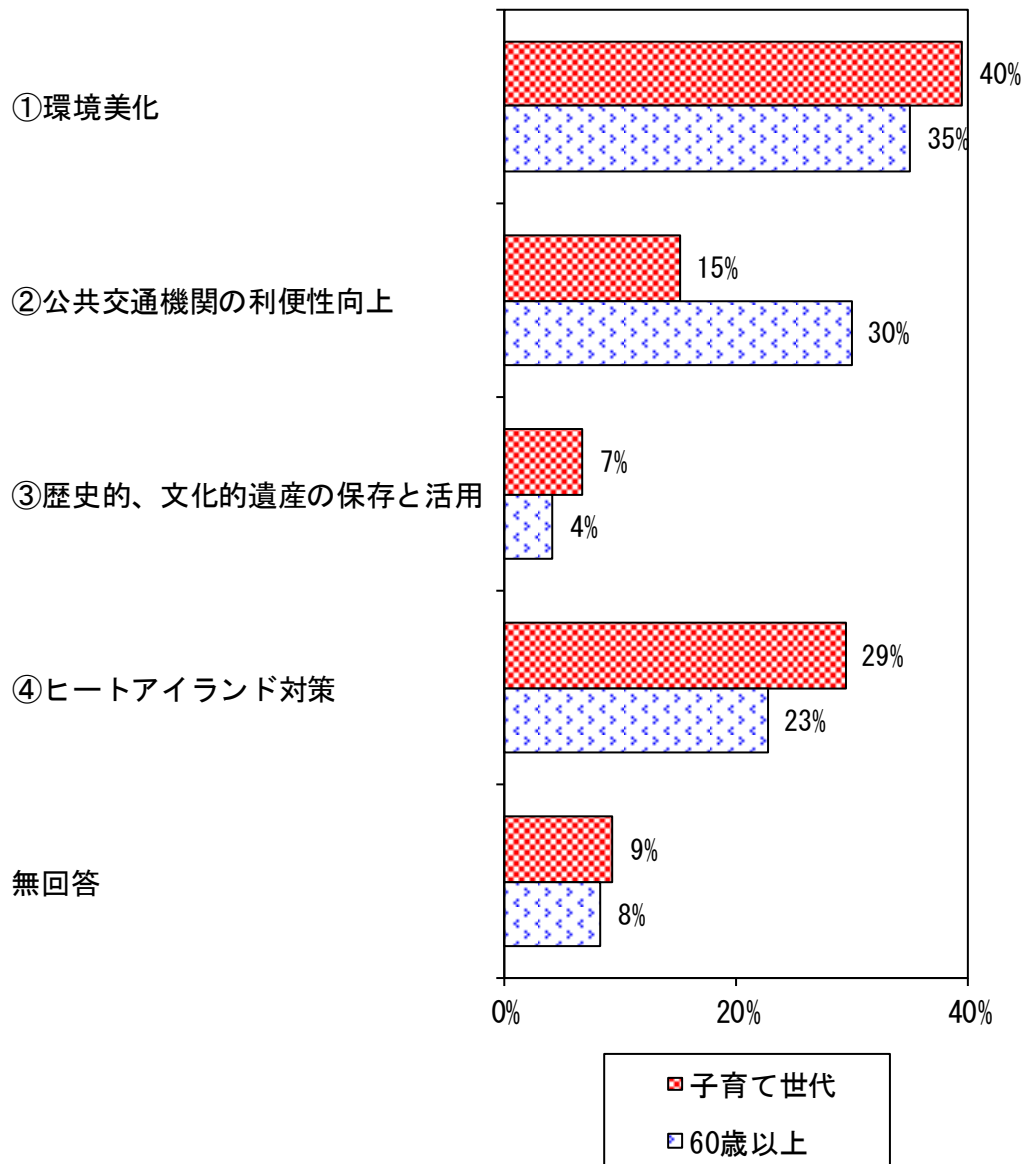


ウ 快適な都市環境

問 快適な都市環境のためには、何が大切だと思いますか。重要だと思う順に1位から4位の順位をつけてください。

- ① ポイ捨て、不法投棄防止などの環境美化
- ② 公共交通機関の利便性向上
- ③ 歴史的、文化的遺産の保存と活用
- ④ まちなかの緑化などのヒートアイランド対策

※大人用アンケートのみの設問です。

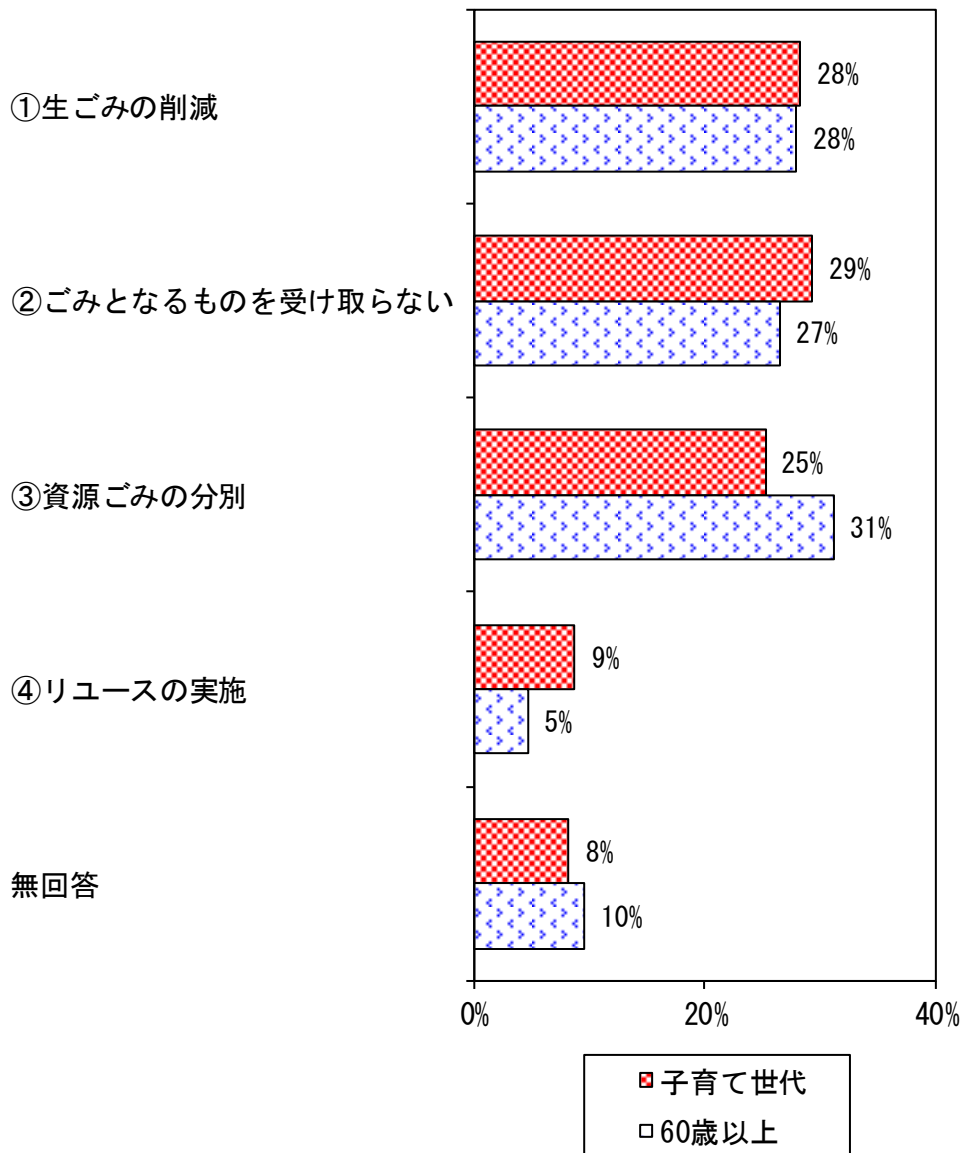


エ 循環型社会

問 ごみを減らすためにはどのような取組が大切だと思いますか。重要だと思う順に1位から4位の順位をつけてください。

- ① 生ごみの削減（水切りやたい肥化など）
- ② 不要なごみとなるものを受け取らない（マイバッグの持参など）
- ③ 資源ごみの分別（雑誌など）
- ④ リユースの実施（フリーマーケットなど）

※大人用アンケートのみの設問です。

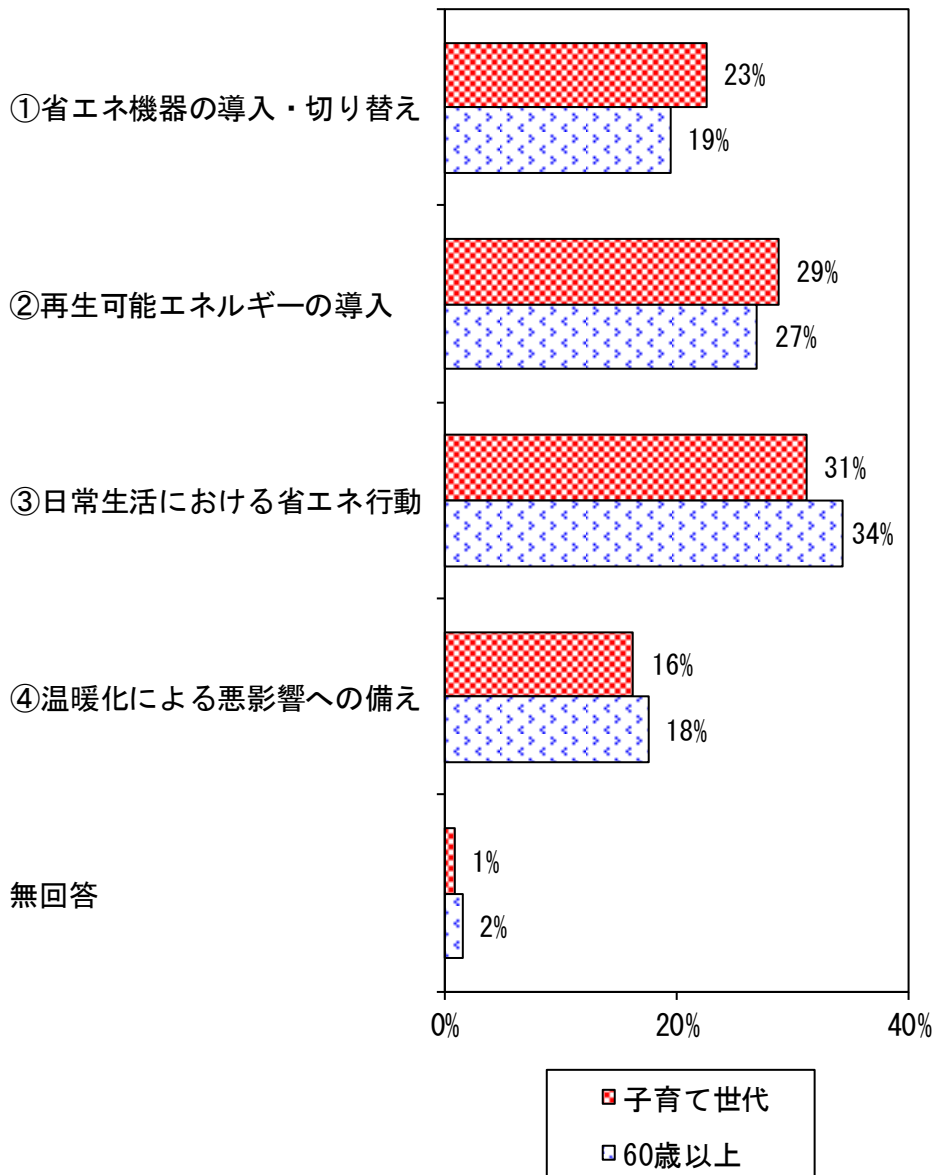


オ 地球温暖化

問 地球温暖化対策のために、どのような取組を行うべきか。重要だと思う順に1位から4位の順位をつけてください。

- ① 省エネ機器の導入・切り替え
- ② 再生可能エネルギーの導入
- ③ 日常生活における省エネ行動
- ④ 温暖化による悪影響への備え（異常気象や猛暑等への対策）

※大人用アンケートのみの設問です。

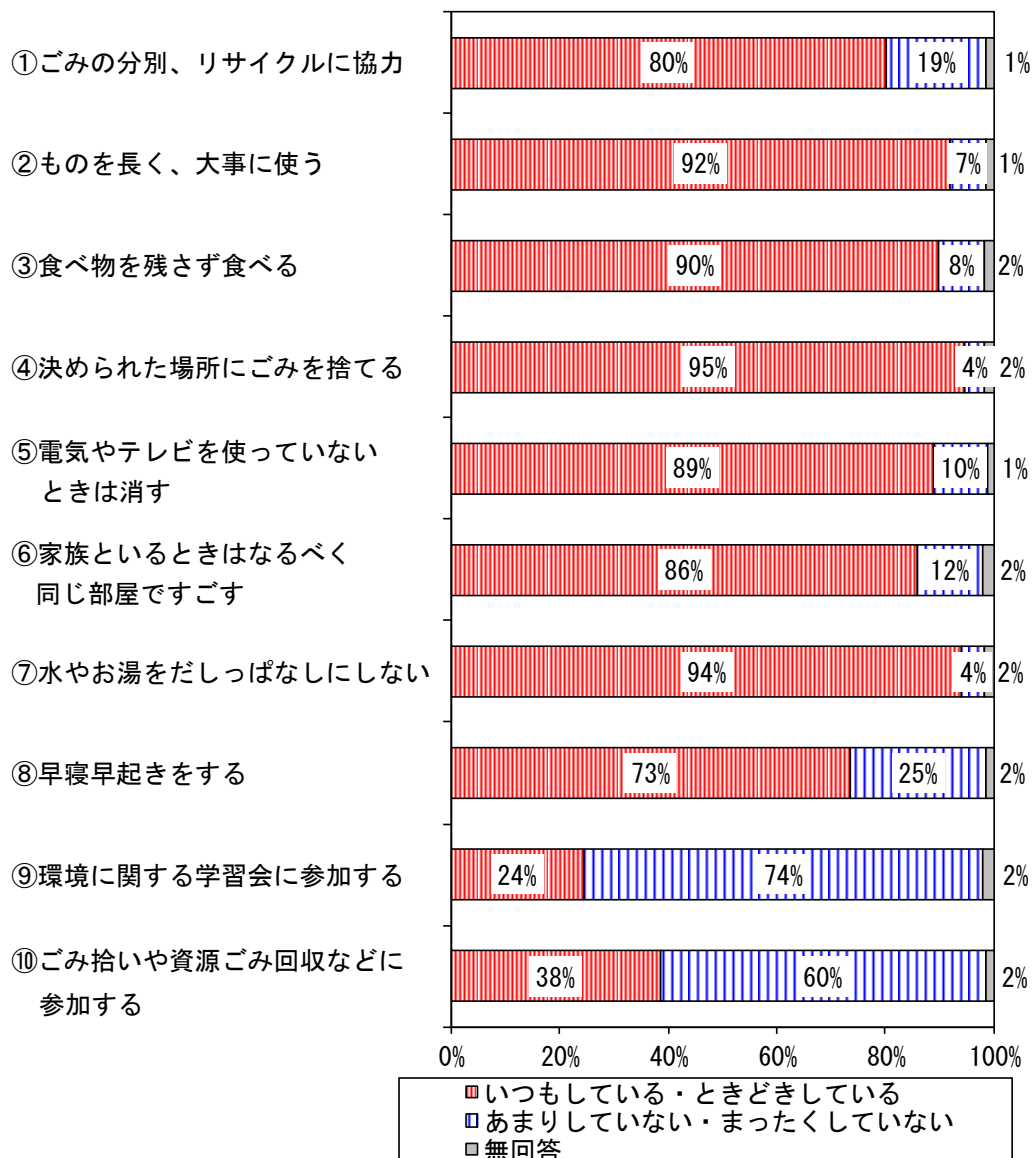


カ 日ごろの環境配慮行動等

問 あなたは日ごろ、次のようなことをしていますか。(①から⑩について、それぞれ<いつもしている・ときどきしている・あまりしていない・まったくしていない>どれか1つに○をつけてください。)

- ① ごみをきちんと分別し、リサイクルに協力する
- ② ものを長く、大事に使うようにする
- ③ 食べ物を残さず食べるようにする
- ④ 決められた場所にごみを捨てる
- ⑤ 部屋の電気やテレビを使っていないときは消す
- ⑥ 家族といるときはなるべく同じ部屋ですごす
- ⑦ 水やお湯をだしっぱなしにせず、使わないときはとめる
- ⑧ 早寝早起きをする
- ⑨ 自然観察会など、環境に関する学習会に参加する
- ⑩ ごみ拾いや資源ごみ回収などの地域の活動に参加する

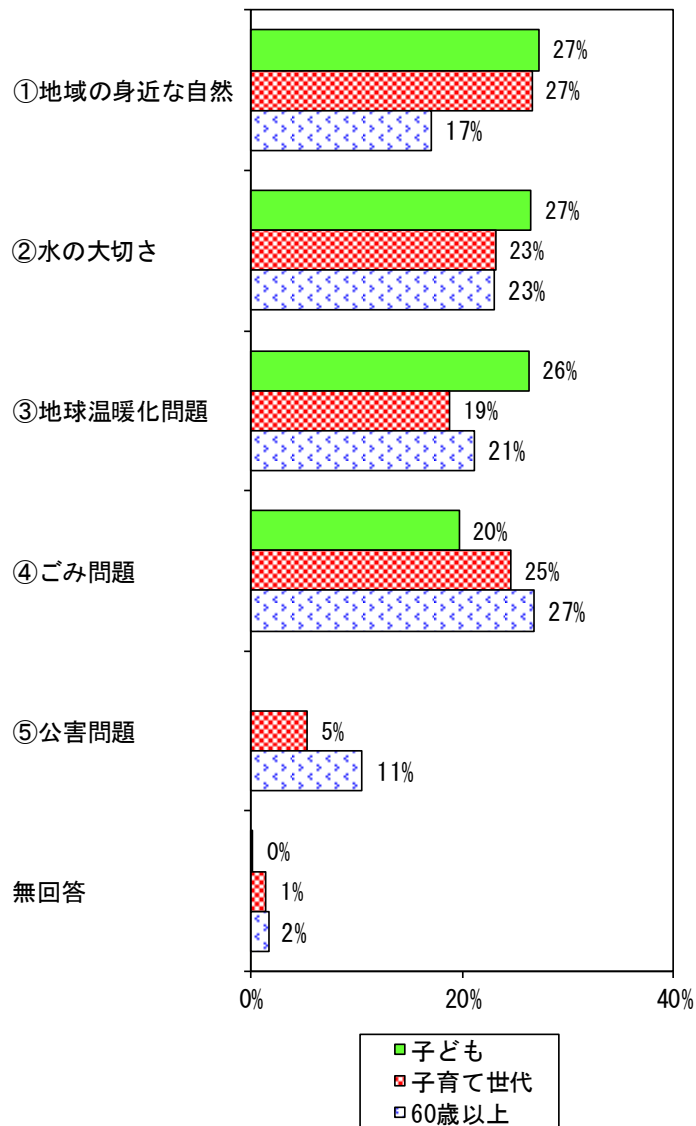
※子ども用アンケートのみの設問です。



キ 環境教育・環境学種

問 環境についてもっと知りたいことや、子ども達に学んでもらいたいことは何ですか。重要だと思う順に1位から5位の順位をつけてください。

① 地域の身近な自然
 ② 水の大切さ
 ③ 地球温暖化問題
 ④ ごみ問題（ごみの減量、海洋汚染など）
 ⑤ 公害問題（大気汚染、騒音など）（大人のみ）



第3次寝屋川市環境基本計画策定時 委員名簿

区分	氏名	団体名	役職
1号委員 学識経験者	鯨坂 誠之	大阪府立大学工業高等専門学校 総合工学システム学科 都市環境コース 准教授	副会長
	尾崎 明幸	元大阪産業大学 非常勤講師	
	山本 芳華	平安女学院大学 国際観光学部 国際観光学科長	会長
2号委員 関係行政機関の職員	上原 一彦	大阪府立環境農林水産総合研究所	
3号委員 市長が適当と認める者	小野 充	大阪ガス株式会社	
	玉川 好裕	寝屋川市農政推進協議会	
	当麻 潔	地球温暖化防止活動推進センター	
	西尾 晴雄	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会	
	西岡 清	寝屋川市工業会	
	石本 正之	関西電力株式会社	
	古川 恵子	寝屋川市消費者協会	
	丸山 涼子	寝屋川市自然を学ぶ会	
	水井 清	寝屋川市商業団体連合会	
	岩本 久美江	公募委員	
寺井 征子	公募委員		

第3次寝屋川市環境基本計画中間見直し時 委員名簿

区分	氏名	団体名	役職
1号委員 学識経験者	鯨坂 誠之	大阪公立大学工業高等専門学校 総合工学システム学科 プロダクトデザインコース 教授	会長
	山本 芳華	前平安女学院大学 国際観光学部 教授	副会長
	村瀬 憲昭	摂南大学 経済学部 准教授	
	清水 夏樹	武庫川女子大学 環境共生学部 教授	
2号委員 関係行政機関の職員	相子 伸之	大阪府立環境農林水産総合研究所	
3号委員 市長が適当と認める者	金林 宏哉	関西電力株式会社	
	山中 篤	大阪ガス株式会社	
	掛川 博夫	寝屋川市商業団体連合会	
	櫻井 壮一	寝屋川市工業会	
	荻野 茂基	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会	
	玉川 好裕	寝屋川市農政推進協議会	
	古川 恵子	寝屋川市消費者協会	
	丸山 涼子	寝屋川市自然を学ぶ会	
	吉岡 文子	公募委員	
小山 真澄	公募委員		

開催	開催日	議題
第 1 回	令和 2 年 6 月 15 日	<ul style="list-style-type: none">・ 第 3 次寝屋川市環境基本計画の諮問・ 第 3 次寝屋川市環境基本計画の策定について・ その他
第 2 回	令和 2 年 7 月 20 日	<ul style="list-style-type: none">・ 現行計画の評価、検証について・ 次期計画骨子（案）について・ その他
第 3 回	令和 2 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none">・ 計画素案について・ その他
第 4 回	令和 2 年 10 月 19 日	<ul style="list-style-type: none">・ 計画素案について・ その他
第 5 回	令和 2 年 11 月 16 日	<ul style="list-style-type: none">・ 計画答申案について・ パブリックコメントの実施について・ その他

環 総 第 649 号

令和2年6月15日

寝屋川市環境保全審議会

会長 山本 芳華 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



第3次寝屋川市環境基本計画の策定について(諮問)

標記の件について、第3次寝屋川市環境基本計画を策定するにあたり、寝屋川市環境保全基本条例第15条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

本市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進を図るため、平成23年3月に、令和2年度までの10年間を計画期間とする「寝屋川市環境基本計画(改定版)」を策定し、5つの基本目標を中心として様々な取組を実施してまいりました。

この間、国内外における環境を取り巻く状況は大きく変化しており、今後、本市がめざすべき環境像を定め、持続可能な循環型社会に向けた取組を更に推進するため、第3次寝屋川市環境基本計画の策定にあたり、審議会にご審議していただきたく、諮問するものです。

令和2年11月20日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市環境保全審議会
会長 山本 芳華

第3次寝屋川市環境基本計画について（答申）

令和2年6月15日付け環総第649号で諮問のありました第3次寝屋川市環境基本計画（以下、「本計画」という。）について、本審議会において慎重に審議した結果、別冊の答申書のとおり結論を得ましたので、下記のとおり意見を付して答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、「水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で人にやさしくなれるまち」の実現に向けて、積極的に取り組まれることを期待します。

記

1 総括事項

- 前計画策定以降、国際社会においては、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の採択やパリ協定の発効など、地球環境問題における持続可能な社会の実現に向けた大きな動きがあり、本計画は、本市の現状を踏まえつつ、社会情勢の変化や将来を見据えた環境問題に対応するために策定するものであることに鑑み、本計画に基づく施策や取組の着実な推進を図られたい。
- 本計画は、前計画における取組状況や現状における課題を提示しており、それらを踏まえ設定した5つの基本目標の進捗管理については、指標による着実な管理を図られたい。

2 個別事項

- 国際社会においては、パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの削減が進められており、国内においても温室効果ガスの排出抑制に向けた更なる施策が実施される見込であることから、今後も脱炭素社会の実現に向けた取り組みを一層推進されたい。
- 環境問題については、一人一人の行動が重要であることから、若年層から大人までのあらゆる層を対象とした環境教育・環境学習を一層推進されたい。

3 おわりに

本審議会では、小学生や自治会への環境に関するアンケートから様々な年齢層の意見を聞き取った上で本計画を審議しました。

特に、小学生からの意見については、将来の寝屋川市がどのようになってほしいかといった視点によるものであり、本計画におけるめざすべき環境像として反映しています。

今後は、本計画に基づき、めざすべき環境像の実現に向けた取組を一層推進することを望みます。

第3次寝屋川市環境基本計画（中間見直し）

発 行 令和8年3月

編 集 寝屋川市環境部環境総務課

寝屋川市寝屋南一丁目2番1号

電 話 072-824-0911

F A X 072-821-3349
